

2026 年度税制改正に対する意見

2025 年 9 月



はじめに

トランプ政権が打ち出した関税政策が世界経済の先行きの不透明感を高めている。この政策が中部圏で活発な自動車をはじめとする輸出産業に与える影響は看過できない。国内では、物価上昇が賃金を上回り、実質賃金が低下し続けており、個人消費は伸び悩んだ状況のままである。少子高齢化・人口減少による労働力不足や地域経済の縮小、東京一極集中など構造的な問題も一層深刻化している。

さらに財政面では、社会保障関係費が全体の約 3 分の 1 を占める歳出を税収だけでは賄いきれずに国債の発行に依存する状態が続いており、財政健全化に向けた対応も待ったなしの状況である。

こうした環境変化がもたらす我が国の課題を解決し、「豊かで持続可能な社会」を実現するためには、中長期にわたる経済成長が必要である。そのためには、企業が設備、研究開発、人への投資を通じてイノベーションを起こし稼ぐ力を高めるとともに、物価高を上回る賃上げによる消費拡大へとつなげていかなければならない。

また、中部圏に目を向けると、南海トラフ地震に係る防災・減災対策の強化は待ったなしであり、地域の更なる発展に向けて、地方拠点の強化をはじめ、ヒト・モノ・カネを呼び込むための継続的な取り組みが欠かせない。

こうした一連の取り組みを力強いものにするためには、経済社会の諸制度を新たな時代に即して不断に見直す必要があり、税制は、その後押しをするうえで、重要な役割を担っている。

本意見書では、まず、我が国の今後の税制のあり方を整理したうえで、来年度税制改正に対する具体的な要望事項について、本会が今年 2 月に公表した、2050 年頃の豊かで持続的な社会を目指す「中部圏ビジョン 2050」を踏まえながら、5 つの柱を立てて整理した。また、その概要と 3 つの重点要望項目を特掲している。

政策当局には、本提言の趣旨をご理解頂き、提言内容が今後の税制改正にできる限り多く反映され、効果的な政策運営に資するよう要望するものである。

2025 年 9 月

一般社団法人 中部経済連合会

会長
副会長
税制委員長

勝野 哲
杉浦 雅和

2026 年度税制改正への3つの重点要望項目

産業の成長・新たな付加価値創出

● 研究開発税制、中小企業技術基盤強化税制の拡充・期限延長 (P 9～P 15)

- 戦略分野※の研究開発に対して優遇を強化すべき
※ 量子、AI、バイオテクノロジー、医療、次世代エネルギー、マテリアル、宇宙、海洋など
- 自動運転、ディープテックを活用したものづくり分野への新技術導入などサービス開発を含めた産業のDXへの支援を強化すべき
- 製造業以外の幅広い業種が利用できる制度へ拡充すべき
研究開発税制の対象となる人件費は、専ら研究開発に従事する者の人件費のみ。サービス業等で多く見られる他部門と兼任して研究開発業務を行う者の研究開発業務への従事相当分の人件費も対象に追加すべき
- 中堅企業の成長につながるオープンイノベーションの活用を促す税制優遇を措置すべき
- 高度研究人材の育成・活用を強化すべき
高度研究人材の育成費に係る一定範囲の費用（業務目的による博士号の取得費用、研究開発部門における特に高度な、または特殊な技能・知識等の習得に要する費用など）を対象に追加すべき

中部圏の産業・地域インフラの強化

● 地方拠点強化税制の拡充・要件緩和・期限延長 (P 40～P 43)

- オフィス減税の要件拡充
 - ① 建物の取得に限らず賃貸物件への入居の場合も対象に追加すべき
 - ② 移転に伴う費用（備品購入費や運送費など）に対する税制優遇を創設すべき
- オフィス減税のうち、本社機能要件の拡充
地方では事業所や支店すら減少。本社機能を有する特定業務施設だけでなく、事業所や支店も対象に追加すべき
- 雇用促進税制の拡充および同税制における雇用者数増加要件の緩和
 - ① 法人全体の雇用者数が増加しない移転においても、新規雇用や転勤により移転先の人員が増加した場合は、同税制を適用するよう要件を緩和すべき
 - ② 「期間の定めがないフルタイム雇用の者」に限定されている雇用者要件を「非正規雇用者」まで拡充すべき
 - ③ 二地域居住などの新しい働き方に対応すべく対象を拡充すべき
 - ④ 雇用者数増加要件における一人あたり税額控除額を拡充すべき

中部圏の産業・地域インフラの強化

● 地域の強みを生かした中部圏スタートアップ・エコシステムの発展に資する税制優遇を措置すべき (P 45～P 48)

- ものづくり関連のスタートアップの支援強化につながる税制優遇を措置すべき
収益化までの期間を考慮して既存税制の法人設立時期に関する要件を緩和し、長期的な目線で支援すべき
- 中部圏の企業による当地域のスタートアップへの出資を促す税制優遇を措置すべき
中部圏発のCVC・VCを起点とした経済循環を活性化させるため、経済特区を設置し大胆な租税特別措置を実施すべき
- 国外から資金・人材を呼び込むための税制優遇措置を検討すべき
 - ① 海外投資家を呼び込むため、法人税率の大幅な引き下げやキャピタルゲインに対する課税の減免等、大胆な税制優遇を措置すべき
 - ② 海外の企業家、スタートアップを呼び込むために、国家戦略特区における「所得控除」のような事業活動のインセンティブとなる税制優遇を措置すべき
- スタートアップの製品・サービスを導入する企業への税制優遇を通じてスタートアップの成長を促すべき

目次

税をめぐる環境	1
(1) 我が国の現状と直面する課題	1
(2) 課題解決の方向性.....	1
巻頭 我が国の今後の税制のあり方	2
今後の税制の方向性	2
1. 産業の成長・新たな付加価値創出	9
(1) 研究開発・オープンイノベーションの促進	9
(2) グリーン・トランスフォーメーションの推進・カーボンニュートラルの実現	17
(3) 自動車関連税制の見直し.....	24
2. リスク管理の強化	28
(1) 防衛費増額への対応	28
(2) 経済安全保障	28
(3) 食の安全保障	29
(4) 防災・減災の強化、激甚化する災害への対応強化	32
3. 中部圏の産業・インフラの強化	36
(1) 自律的な地方財源に基づく地方自治の確立	36
(2) 地域にヒト・モノを呼び込む	40
(3) 中部圏発の産業・技術で地域を、日本を元気に.....	45
(4) 地域経済を支える中小企業の成長支援	50
(5) 地域インフラ基盤の強化・まちの再開発	51
4 多様な人材の活躍	53
(1) 税制を通じて人材の活躍を促す.....	53
(2) 人手不足解消に向けて	53
(3) 人材育成.....	56
5. 環境変化への税制対応	59
(1) 納税環境とD X.....	59
(2) 国際課税.....	62

税をめぐる環境

(1) 我が国の現状と直面する課題

世界の経済・社会は、DX、GXの目まぐるしい進歩がもたらす構造変化の渦中にある。個別の企業のみならず、世界各国の国際競争力と持続的成長にとって、この変化の波への乗り方が重要な鍵を握る。

また、足元では米国の関税政策により世界経済の先行きは不透明感が高まっており、予断を許さない。

国内に目を向けると、少子高齢化による人口減少に歯止めがかからず、労働力不足や地域経済の縮小といった問題が各地で深刻化している。

また、賃上げを上回る物価上昇が続き「減税」を求める声がますます大きくなっている。

(2) 課題解決の方向性

企業が事業を存続し成長を続けるには、常に国内外の経済・社会の構造変化、社会環境の変化に対応していく必要がある。そのための手段として、研究開発、設備・人材への迅速かつ柔軟な投資は欠かせない。

また、物価上昇に対しては、国民が手取りの増加を実感できるかが鍵である。これらの実現には、企業の投資・生産活動を活発化させ企業の収益力を高めるとともに、その収益を基に更なる投資はもとより、雇用創出、賃上げを通じて国民の所得を向上させ消費を拡大させていく、この一連の経済循環をしっかりと回し、経済を成長させていくほか道はない。この循環を力強いものにするためには、税制が有する効果を最大限発揮できるよう、必要な見直しが求められる。

ところで、中部経済連合会では、今年2月に2050年頃の豊かで持続的な社会を目指す「中部圏ビジョン 2050」を策定し、その下でテーマ別に委員会を組織し、中部圏の課題解決・発展に向けて取り組んでいる。税制委員会では、各委員会の取り組みを「税制」の視点から捉え、課題を把握した。

「2026年度税制改正に対する意見」では、こうした視点から、我が国および中部圏の課題解決ならびに発展に資する様々な税制要望について、「産業の成長・新たな付加価値創出」「中部圏の産業・地域インフラの強化」「リスク管理の強化」「多様な人材の活躍」「環境変化への税制対応」の5つの柱を立てて整理した。

また、物価高や社会保険料引き上げなどによる負担増を契機に高まった「減税」を求める世論を踏まえ、本意見書冒頭で、「我が国の今後の税制のあり方」について、社会保障制度にも触れながら、改めて整理している。

巻頭 我が国の今後の税制のあり方

2024年度の我が国の一般会計税収は初めて75兆円を超え、5年連続で過去最高を更新した。しかしながら、我が国財政は歳出が税収を上回る状況で、歳出は年々増加しており、その差の多くは国債等で賄われている。特に、社会保障関係費は、国の一般会計歳出の約3分の1を占める最大の支出項目である。

また、社会保障を支えるもう一つの財源である社会保険料は、年々上昇し、現役世代や企業の事業主負担は益々重くなっている。さらに、近年の円安に伴う物価上昇が現役世代の負担に追い打ちをかけている。社会保障制度は、建前は世代間での助け合いであり、社会保険料は給付に対する対価である。しかしながら実態は極めて再分配的であり、負担は現役世代に、給付は高齢者に偏る。重い負担がのしかかる現役世代の不満は、昨年末から続く「減税」世論となって表れている。

一層の少子高齢化が見込まれる中、年金、医療、介護などの社会保障関係費の増加は確実であり、社会保障制度の再構築は避けて通れない課題である。

社会保障制度の再構築に向けた国民的議論が必要であり、「受益と負担のバランス」、「負担の公平性」などの観点から、税制、財政および社会保障制度を「三位一体」で改革していかなければならない。

この度、こうした社会環境の変化から税への関心がこれまで以上に高まりを見せている状況を踏まえ、改めて、今後の税のあり方を整理することとした。

今後の税制の方向性

税は、足元で急拡大する社会保障関係費をはじめ、公的サービスを賄うために十分な量（税収）が必要であり、社会の構成員が広く公平に分ち合う必要がある。そのために「公平・中立・簡素」の租税3原則に基づき、法人課税、所得課税、消費課税等のいずれかの税源に偏ることなく、バランスの取れた制度を目指さなければならない。

また、足元の減税を求める世論を踏まえると、受益¹と負担のバランスや担税力に応じた「公平」な課税も重要である。

¹ 受益とは、税負担の軽減ではなく、徴収された税が、公共サービス、社会保障給付、助成等を通じて再分配されたものを指す。

十分な税収の確保には、租税3原則などを満たしながら、課税対象となる所得や消費を増やす、または課税ベースの見直しのいずれかもしくはその両方に取り組まなければならない。

課税対象となる所得や消費を増やすためには、我が国のGDPの大半を占める国内消費や設備投資を増やし経済を成長させる必要がある。つまり、企業に設備や人への投資を促し、付加価値の量の拡大もしくは新たな付加価値を生み出すことで企業収益を高めるとともに、その収益の分配を通じて個人所得を向上させ、消費に結びつけることである。この流れを力強いものにしていくためには、租税特別措置や政策課税など、税制を政策的に利用する「活力」の観点も重要な要素である。

課税ベースの見直しについては、政策的意義と効果を踏まえた法人、所得および資産への課税における租税特別措置の緩急ある見直し、今後の多様な働き方を見据えた所得税の各種控除の見直しなどが挙げられる。

以上のことから、租税3原則に、「活力」を加えた4つの原則に基づき、法人・所得・消費の税源のバランス、受益と負担のバランス、担税力のバランスをとりつつ、政策的な視点を取り入れた持続的な経済成長につながる税制となるよう、以下の観点から体系的に見直すべきである。

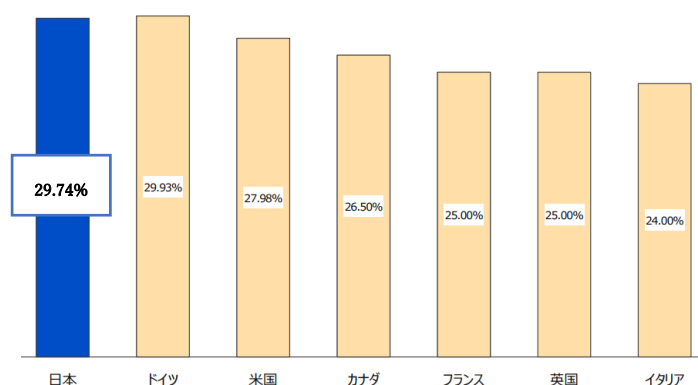
また、社会保障関係費が急拡大する今、社会保障給付の財源確保の視点から、消費税のあり方が取り沙汰されているが、まずは、社会保障制度の再構築に向けた国民的議論が必要である。次に、税負担分については、消費税だけではなく、他の税源とのバランスを踏まえ検討されるべきである。また、短期的な視点ではなく将来世代の税負担にも目を向けた責任ある議論が必要である。最後に、税制をめぐる議論にあたっては、国民の納得感を得られるよう、検討プロセスの透明性を確保しつつ、受益と負担の見える化に努めるべきである。

① 経済・社会のグローバル化への対応

経済・社会のグローバル化により、ヒト・モノ・カネの移転が容易になったことから、企業や富裕層による低税率国や租税回避地への移転が活発化しており、我が国を含め主要各国は自国の税収減を避けるため、法人税率および所得税の最高限界税率²を引き下げてきた。しかしながら、我が国の法人実効税率（29.74%）は、主要各国と比べ依然高水準にある（図1－1）。

² 課税対象となる金額にかける最高税率

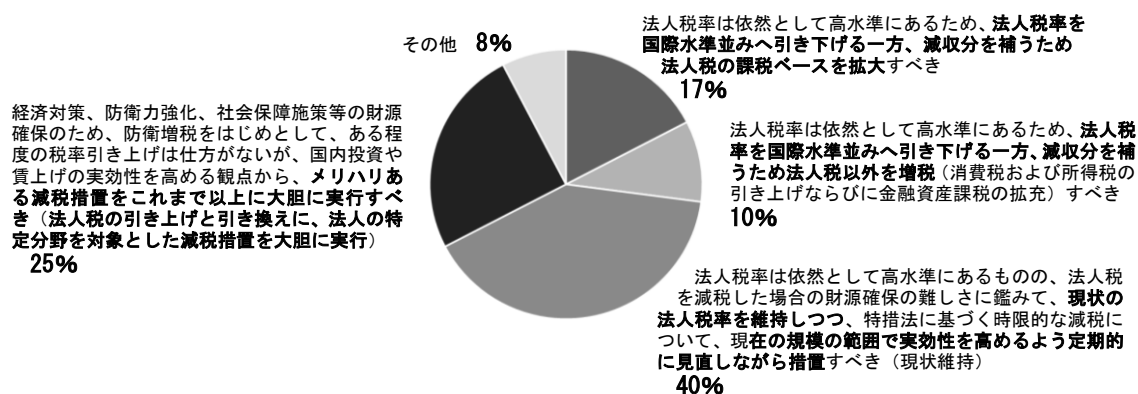
【図 1－1 諸外国における法人実効税率の比較（2025 年 1 月） （出典 財務省 HP）】



政府は、今後の法人税について、「法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施するなど、メリハリのある法人税体系を構築していく」旨を、昨年度の税制改正大綱で示している。

本会会員企業への税制改正アンケート調査³の結果から、法人税率の引き上げの方針に対し、企業の理解は得られていない。むしろ、世界的潮流を踏まえ、国際水準への引き下げを求める声は強い（図 1－2）。

【図 1－2 法人税率に関する考え：回答企業数 144 社】



今後の法人税の方向性としては、我が国企業の国際競争力の強化および海外資本の国内誘致の観点から、法人実効税率のOECD加盟主要諸国の平均レベル並み（20%台半ば）への引き下げを引き続き目指すべきである。

³ 回答期間 2025 年 4 月 3 日～5 月 30 日、本会会員企業 144 社から回答を得た。

次に、法人税収の減少を補う財源措置については、まずは、租税特別措置を柔軟かつ積極的に活用し、企業収益・個人所得の向上、消費拡大を実現させ、各税源からの税収の増加を図るべきである。また、課税ベースの見直しについては、法人税制の枠内での対応ではなく、租税全体から財源の安定性、税源のバランス、担税力等を総合的に勘案した合理的な理由と根拠に基づくべきである。

なお、租税特別措置については、E B P M (Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案) の考え方にに基づき政策効果を分析・検証したうえで、機能していないものは縮減・廃止する一方、時代の変化に伴う新たな政策実現に対しては、機動的な拡充・創設が可能となるよう柔軟に見直す、メリハリある対応が必要である。

② 多様かつ新たな企業・産業の成長

法人税率の国際水準への引き下げは、従来の租税特別措置の対象となりにくかった企業・産業の税負担の実質的な引き下げになるため、産業界全体への効果が期待できる。今後の日本経済の成長を牽引すると期待される新しい企業・産業の成長を促す視点からも取り組むべきである。

③ デジタル経済の進展

デジタル技術・経済の発展に伴い、生成A I を本格的に社会実装するA I 時代に突入し、従来のものづくりにより生み出される有形資産に加え、A I が生み出す付加価値の存在感が増している。A I が生み出す付加価値とは、特許権、著作権、商標といった従来の無形資産の範疇に含まれないA I やアルゴリズム等により学習させて築き上げたビッグデータであり、個々のデータ単独では必ずしも価値を有しないが、デジタル・プラットフォームなどを通じてサービスや製品にマッチングさせることで、プラットフォーマー等に収益を与えるものである。

無形資産を含むデジタル課税については、各国の税制の違いや不整合、とりわけ二重非課税を利用した多国籍企業の国際的な課税逃れに対応するためのOECD/G20によるB E P S (Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転) プロジェクトで検討・整理され、そのあとを受けたB E P S 2.0においても第1の柱および第2の柱に包含されている。

我が国においても、無形資産から稼得する収益への租税特別措置としてイノベーションボックス税制が創設され、無形資産の生み出す価値への意識が高まりつつある。

こうした動きに合わせて、従来の無形資産の範疇にないA Iによる付加価値などの知財に由来する利益をどのように価値認識するか検討が必要である。

技術の進歩や市場の成熟により、企業が競争優位性を確保するにはイノベーションが鍵になると言われている。イノベーションは人材が生み出す。人材が持つ能力や経験、意欲といった無形資産こそがイノベーションの源泉である。企業の成長における人材の役割が高度化するに従い、現在は、人件費として費用認識しかなされない人材の価値認識のあり方についても検討の余地がある。

④ 働き方に中立な所得税制

所得税は累進税率が採用され、個々人の担税力に応じて負担水準を調整する機能を有する。また、家族構成を踏まえた担税力の調整機能として、本人および家族が最低限の生活に要する費用を課税対象から外す人的控除が設けられている。

女性の社会進出が進むなか、夫が人的控除の一つである配偶者控除の適用を受けるため、妻が就業調整する、いわゆる「103万円の壁」があるといわれてきた。この主張が取り沙汰されたことに端を発し、昨年度税制改正において所得税の給与控除、基礎控除等が見直されたことは記憶に新しい。しかしながらこの壁は、2017年度税制改正での配偶者特別控除の導入により制度的には解消されている。この壁と働き控えの問題については、第4章で改めて取り上げる。

ここで問題になるのは、育児・家事との両立から女性の働き方に多く見られる扶養内労働が、人的控除を含め個人単位での課税が基本である所得税制にある種の歪みを生じさせている点である。

人的控除について世帯主は、自身の基礎控除に加え、配偶者を含む扶養者数に応じた扶養（配偶者）控除が加算される。扶養者（配偶者やアルバイトをする子供）が扶養内で稼得する場合、世帯主と扶養者は共に基礎控除を受け、世帯主はさらに扶養（配偶者）控除を受けることができる。このように、世帯の稼得パターンによって人的控除が変化する仕組みから税制中立は失われている。したがって、世帯主に適用される扶養（配偶者）控除を扶養者（配偶者）の基礎控除に応じて調整するなどの見直しが必要である。

また、デジタル経済の進展などにより、起業やフリーランスといった働き方の多様化が進み、給与所得者とそれ以外の形で収入を得る者との間における

経費の控除についてアンバランスが指摘されている。今後は、企業の推奨による兼業・副業や年金受給者による給与所得・事業所得の稼得など働き方の一層の多様化が見込まれる。働き方の違いにより税制上の有利・不利が生じぬよう、所得区分ごとに分け、その区分ごとに控除を設けて所得を計算する仕組みの見直しが必要である。具体的には、給与所得控除や公的年金等控除と事業所得控除とを整合の取れる形へ見直すことが挙げられる。この見直しは、所得税の再分配機能の強化にも寄与する。

⑤ 格差の是正

世界各国と同様、我が国においても世代間や同一世代内での経済格差が広がりを見せている。

世代間の格差とは、税と社会保障の受益と負担の関係における、受益に偏る高齢者層と負担に偏る現役世代との格差である。高齢者層の増加と現役世代の減少が見込まれるなか、現役世代のみならず高齢者層を含む幅広い世代で負担を分かち合う必要がある。このため、受益と負担のバランス、負担の公平性の観点から、税と社会保障制度の見直しが必要である。

税における負担の公平性を検討するにあたっては、消費税が、高齢者層を含む幅広い世代による応益的な負担、税収の安定性、経済活動に対する中立性などの点から社会のセーフティーネットに係る負担を社会全体で分かち合う仕組みとして理に適っていることは言うまでもないが、この先、少子高齢化が一層進展し、年金・医療・介護の持続可能性が課題となるなかでは、消費税のみならず、税制全体から改めて負担のあり方を見直す必要がある。

次に、同一世代内の格差については、まず、非正規労働者の増加やＩｏＴ、ＡＩといった新たな技術の活用度合いに起因した現役世代内の所得格差の拡大が挙げられる。

所得格差は本来、所得税の累進課税を通じた所得再分配機能により縮小される。しかしながら、1990年代以降に実施された景気対策としての減税、消費税率引き上げに伴う減税などにより、累進税率がフラット化⁴し所得再分配機能が低下している。

所得税の所得再分配機能を高めるには、グローバル化に伴う所得税のフラット化の流れを考慮したうえで、現行の最高限界税率の範囲内での累進税率の構造の見直しや高所得者ほど恩恵が大きい所得控除の税額控除への変更といった各種控除の見直しが考えられる。

⁴ 累進税率である所得税の最高税率を引き下げ、税率の上昇を緩やかにすること

担税力のある納税者に「公平」な負担を求めることを検討していく必要がある。

⑥ 制度の簡素化

税務手続きは複雑であるとの声がしばしば聞かれるが、企業の業務効率を阻害しないよう簡素な制度設計とすべきである。とりわけ、法人税の負担を個別に減らす租税特別措置(2023年度 減収額:17,338億円、法人税収の約11%)は、適用要件の確認・検証や申請書類の整備などの実務負担が大きいとの声が聞かれることから、制度設計を簡素化すべきである。

税の申告にあたっては、必要な実務の適正な実行が求められるが、会計基準と税法基準の差異に関する申告調整が多いため、実務負担が大きい。税務固有の実務の負荷を減らし、その煩雑さを軽減する必要がある。国際会計基準(I F R S)の適用企業数も増加しており、会計基準と税法基準の差異は拡大傾向にあるため、その差異を縮小する税制のあり方も検討する必要がある。

1. 産業の成長・新たな付加価値創出

(1) 研究開発・オープンイノベーションの促進

世界各国は、戦略的な科学技術領域への重点投資や研究開発拠点の誘致競争を激化させている。我が国においても、官民挙げて巨額な投資を実施しているが、企業における「研究開発費対GDP比率」は、各国に比べて伸び悩んでいる。

企業の研究開発・イノベーション投資は、我が国経済の成長力・国際競争力の礎であり、特に企業による長期目線での戦略的投資は重要である。このため、特定の研究開発を下支えする予算措置に加え、税制面からの幅広かつ継続的な支援が欠かせない。また、税制面での支援は、企業に自律的な取り組みを促すインセンティブとしても有効に機能する。自律的な取り組みが重要となるこの分野では、税制面からの支援を引き続き積極的に取り入れるべきである。

① 研究開発税制、中小企業技術基盤強化税制の拡充・期限延長

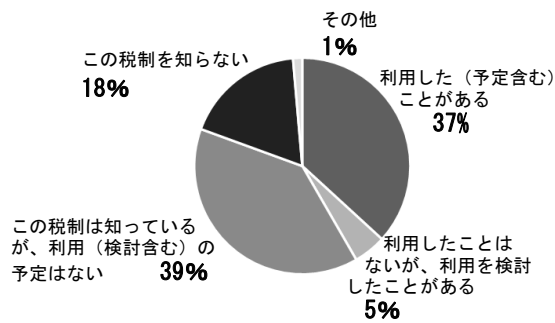
本年度に期限を迎える研究開発税制（2023年度 適用件数 12,167 件、適用額 9,221 億円）は、研究開発投資の全体額に対して適用可能な「一般型」と、大学やスタートアップ等との2者以上による共同研究等に対して適用可能な「オープンイノベーション型」がある。前者については、研究開発費の増減に応じた税額控除が適用でき、後者については、共同研究の内容や共同先・委託先に応じた税額控除が適用できる。

また、中小企業技術基盤強化税制⁵（2023年度 適用件数 5,638 件、適用額 258 億円）は、中小企業等が支出した研究開発投資に応じた金額の税額控除が適用できる。

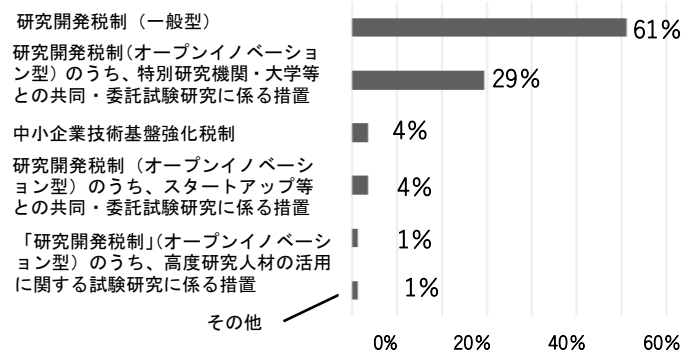
会員企業へのアンケート調査から、研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制含む）を「利用した（予定含む）ことがある」企業は37%である（図2-1）。

⁵ 資本金が1億円以下の中小企業等は、研究開発税制を活用するより、本税制を活用した方がより大きな税制優遇を享受できる。

【図 2－1 利用状況：回答企業数 144 社】



【図 2－2 利用した理由：回答企業数 57 社】



また、「利用した（予定含む）ことがある」企業が最も利用した措置は、「研究開発税制（一般型）」（以下、「一般型」という。）であり、次いで「研究開発税制（オープンイノベーション型）のうち、特別研究機関・大学等との共同・委託試験研究に係る措置」である（図 2－2）。

政府の検討会⁶では、適用先が製造業などの特定の業種や大企業に偏っていること、税制の適用規模が増加する一方、企業の試験研究費が伸びていないこと等を理由に、廃止・縮減を求める意見が出されている。

一方、会員企業からは、次のとおり、「一般型」を高く評価する声が数多く出されている。

【研究開発税制（一般型）に関する会員企業の声】

- 基礎研究に対する研究開発税制は自社で活用できており、手続き面でも特段不便を感じていない。
- 本税制は長期間継続されており、企業の研究開発の下支えになっていることは間違いない。本税制がなくなれば、研究開発の伸びが鈍化する恐れがある。

「一般型」は企業の研究開発に対するインセンティブとして、長年に亘り企業を下支えしてきた。新たな技術や製品は、幅広い研究開発のなかから生まれることから、今後も企業の自律的で幅広い研究開発活動の支援が欠かせない。そのため、少なくとも、現行の「一般型」の控除上限額の上乗せ特例を堅持し、期限延長するよう要望する。

⁶ 「税制のEBPMに関する専門家会合」（2024年6月～）、「研究開発税制等の在り方に関する研究会」（2025年5月～）

- ・ **戦略分野の研究開発に対して優遇を強化すべき**

研究開発税制の目的は、研究開発の活性化により我が国の成長力・国際競争力を強化することである。各国は、自国経済に波及効果が大きい産業を戦略分野として絞り込み、重点的に投資を促している。我が国においても、2022年に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において量子、AI、バイオテクノロジーおよび医療分野に対し、重点投資することが明示された。また、2025年7月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」では、次世代エネルギー、マテリアル、宇宙、海洋などが、戦略的に一貫通貫で支援する重要分野として例示された。こうした重要分野を戦略的に選定し、支援を強化することで、我が国の研究力やイノベーション力の更なる強化や世界と伍するイノベーション立地環境の確保につなげるべきである。

- ・ **自動運転、ディープテックを活用したものづくり分野への新技術導入などサービス開発を含めた産業のDXへの支援を強化すべき**

自動運転、空モビリティ、自立走行ロボットなどについては、今後、ディープテック（AI、ロボティクス等）の活用などにより、更なる進化・多様化が期待されている。それを踏まえ、ものづくりを中心とする中部圏の各企業は経営レベル、さらには産業界全体でDXを進める必要がある。DX推進にあたっては、今後拡大が予想されるAIなどを活用したサービスの開発をはじめ、これらの研究開発の継続的な支援が必要である。企業の研究開発を支えてきた研究開発税制については、今後研究開発が一層進む分野において、企業が積極的に活用できる制度へと発展させていかなければならない。

ビッグデータ等を利用した新しいサービスの開発は、2017年度から研究開発税制の対象に追加された。さらに、2023年度からは別の目的で取得したデータを活用するケースについても対象となるなど、サービス開発の適用要件は拡充されてきた。しかし、本税制の適用額の8割以上は製造業⁷に偏っているほか、会員企業への聞き取りでは「基礎研究以外で対象になる

⁷ 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」参照。2023年度適用額において、①一般型＋中小企業技術基盤強化税制、②オープンイノベーション型ともに製造業の割合は81.3%である。

ものがわからない」などの理由により、サービス開発分野で本税制を適用している事例は見られなかった。

一方、政府の研究会⁸では、「サービス開発は一定の要件を満たせば税制の対象となり得るが、事業者に浸透していない可能性」を指摘している。

会員企業の現状を踏まえると、利用者にわかりやすい定義・範囲となるよう見直しを行うとともに、適用事例を積極的に紹介すべきである。

- ・ **製造業以外の幅広い業種が利用できる制度へ拡充すべき**

人口減少が進むなか、生産性向上は製造業のみならず、全ての業種において喫緊の課題である。特に、人手不足が深刻な非製造業においては、省人化・効率化といった生産性向上の視点のみならず、多様化する消費者ニーズへのきめ細かな対応の視点からも対策が求められている。こうした課題解決の手段として、AIやビッグデータの一層の活用が期待されている。

研究開発税制の対象である試験研究費に含まれる人件費は、試験研究業務に「専ら」従事する者の人件費に限られている（いわゆる「専ら要件」）。

製造業以外の業種に多く見られる、研究開発の専門部署を有せず、他部門と兼任で研究開発に従事する場合の人件費は、試験研究費に含まれない。

以上から、他部門との兼任で研究開発業務を行う者の当該業務従事相当分の人件費を試験研究費に含むことができるよう見直し、全ての業種が利用しやすい制度にすべきである。

- ・ **中堅企業の成長につながるオープンイノベーションの活用を促す税制優遇を措置すべき**

中堅企業は地域経済のサプライチェーンを支える重要なプレイヤーである。一般的に、中堅企業は大企業と比べ研究開発に従事する人材に限りがあるほか、研究開発投資に係る費用を多額に計上し続けることが難しい。経営リソースが限られる中堅企業こそ、オープンイノベーションを積極的に活用すべきであるため、中堅企業のオープンイノベーションの利用に対するインセンティブを強化するよう、研究開発税制を見直すべきである。

⁸ 「研究開発税制等の在り方に関する研究会」（2025年5月～）

・ **高度研究人材の育成・活用を強化すべき**

研究開発税制（オープンイノベーション型）（以下、「オープンイノベーション型」という。）における高度研究人材の要件は、「博士号取得者や外部で一定の研究者としてのキャリアを積んだ人材を採用し一定の試験研究を行う場合」に、その試験研究費に係る高度研究人材の人件費の額の20%を税額控除できるものである。

企業における高度研究人材の確保は、外部からの人材の採用に加え、自社の社員をOJTやジョブローテーションを含む社内教育や在籍したまま外部機関で博士号等を取得させるなど、社員を育てるケースも多い。

国を挙げて研究開発を促進するなか、不足する高度研究人材の育成・確保には、方法を問うている時間はない。できるだけ早く高度研究人材のすそ野を広げるため、下表のとおり高度研究人材の人件費の範囲拡大を要望する。

要望事項（高度研究人材の人件費の範囲拡大）	
以下のような一定範囲の人材育成費について、通常のエデュケーション費とは別に研究開発税制の対象へ追加する。	
・	<u>業務目的による社員の博士号取得費用</u>
・	<u>研究開発部門において特に高度な、または特殊な技能・知識等の習得に要する費用</u>

また、高度研究人材に係る人件費は、「100%専属で試験研究業務に従事している者」、または「研究プロジェクトに全期間中従事する者」に限られる。企業の実態としては、高度研究人材として採用した場合であっても研究開発業務のみに従事し続けるとは限らず、研究開発業務と他業務を兼務するケースも多い。専任要件のために高度研究人材であっても、その人件費を研究開発費に計上できない事象が生じていることから、下表のとおり、専任要件の緩和を要望する。

	現行の基準	変更案
含まれる人件費 研究開発費に	100%専属で試験研究業務に従事している者	・ <u>主に試験研究業務に従事している者</u> <u>（試験研究業務に従事している時間等の人件費のみを研究開発費に計上）</u>
	研究プロジェクトに全期間中従事する者	・ <u>研究プロジェクトの半分を超える期間中従事する者</u> <u>（プロジェクトに従事している期間の人件費のみを研究開発費に計上）</u>

- ・ **デジタル人材の育成・確保を推進すべき**

D Xは社会課題の解決や今後の経済・社会の発展のための強力なツールとして期待されている。先行する米中に後塵を拝している我が国のD Xを挽回するためには、デジタル人材の育成・確保が欠かせない。D Xを推進するデジタル人材は、G Xを含めた技術革新にも大きく寄与することから、既述の高度研究人材の育成と合わせ、税制面からの支援を要望する。

- ・ **上限を超えた控除額を繰り越す制度を措置すべき**

現状では、控除上限額を上回った金額を後年度に繰り越すことはできないが、繰越控除の措置により、税額控除を受けられる額の予見性が高まり、中長期的な研究開発投資を促すインセンティブとなる。さらに、一時的に赤字を計上した場合や控除上限額に達した場合でも、後年度に税額控除を受けられる可能性があるため、経営が安定しない企業や試験研究費の変動が大きな企業への効果も見込まれる。以上から、上限を超えた控除額を繰り越す制度を措置すべきである。

- ・ **無形資産への投資を推進する税制を拡充すべき**

経済のデジタル化に伴い、無形資産の資産に占める比率や重要性が高まっている。2025年4月から施行されたイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）では、特許権やA I関連のプログラムの著作物から生じるライセンス所得や譲渡所得に対して、所得控除が措置される。本税制については、会員企業から「活用を検討しているものの、対象収益の範囲が狭く活用できていない」、「無形資産を単体で販売するのではなく、何らかのモノに組み込みモノとして販売するため、現状では対象外である」といった声が挙がっている。製品の収益のうち、知財に由来する利益の譲渡・利用から得られる利益についても対象とするよう拡充すべきである。

- ・ **研究開発税制（オープンイノベーション型）の要件緩和および手続きの簡素化**

研究開発税制は、長期に亘り、企業の研究開発を下支えしてきたが、度重なる改正により、上乗せ要件が措置されるなど制度が複雑化するとともに、手続き面でも複雑化している。特に、「オープンイノベーション型」については、高度研究人材の活用に関する手続きや大学との共同研究・委託研究に関する手続きに関して、企業の負担が大きいとの声が多く聞かれる。

【手続き負担に関する会員企業の声】

- 高度研究人材の要件に関して、秘匿性が高くテーマを公表せずに進めるプロジェクトが多いため、要件に合致せず利用が進まない。
- オープンイノベーション型は、監査申請のハードルが高く、研究案件が増えると、案件ごとに対応が必要であり負担が大きい。
- 大学との共同研究・委託研究について、第三者からの確認要件や相手方からの資料請求に関する要件の簡素化を求める。

会員企業の声を踏まえ、下表のとおり要望する。

カテゴリー	要望事項
高度研究人材の活用	研究テーマの社内外への公募要件の緩和
大学との共同研究・委託研究	監査申請、第三者から確認要件、資料請求に関する要件の簡素化

● 産学官連携に係る税制の拡充

研究開発税制（オープンイノベーション型）については、監査、第三者の確認、資料請求など簡素化を求める声が多い。これまでにガイドラインの明確化など適宜見直されてはいるものの、改善を求める声は、依然大きい。産官学の連携強化は、製造業を中心とした中部圏の既存産業の持続可能な発展に寄与することから既存税制の要件緩和、拡充等について、より一層進めるべきである。

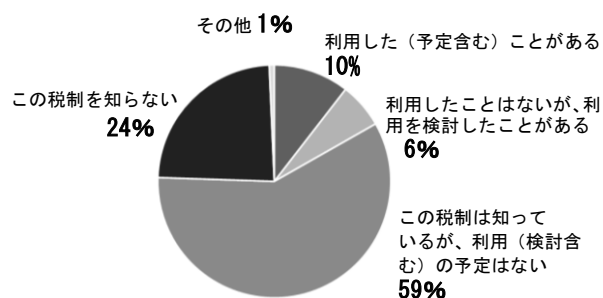
② オープンイノベーション促進税制の拡充・要件緩和・期限延長

・ 期限延長

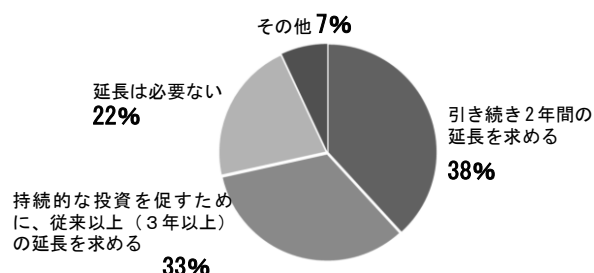
本年度に期限を迎えるオープンイノベーション促進税制（2023年度 適用件数 43 件、適用額 84 億円）は、スタートアップとのオープンイノベーション創出のため、国内の事業会社またはCVCが、スタートアップの新規発行株式を一定以上取得する場合（以下「新規出資型」という。）、またはM&A（議決権の過半数の取得）を行った場合（以下「M&A型」という。）に税制優遇措置を受けることができる制度である。会員企業へのアンケート調査から、オープンイノベーション促進税制を「利用した（予定含む）ことがある」企業は10%に限られる（図2-3）。

一方、「持続的な投資を促す観点ために、従来以上の3年超の延長を求める」企業は33%、「引き続き2年間の延長を求める企業」は38%に上る（図2-4）。オープンイノベーションの成果が出るには相応の期間を要するケースが多く、継続した支援が必要であることから以下の要件の拡充・緩和を実施したうえで本税制の期限延長を要望する。

【図2-3 利用状況：回答企業数143社】



【図2-4 期限延長への考え：回答企業数144社】



・ スタートアップの設立要件を撤廃もしくは緩和すべき

新規出資型またはM&A型の対象となるスタートアップの設立要件は、「原則設立10年未満」であるが、会員企業からは「オープンイノベーションを目的とした投資先はスタートアップに限らず、設立からある程度時間が経過し安定的に成長している企業を対象とすることが多い」、「老舗企業で技術力を有する企業の方が、オープンイノベーションに適う場合も多い」などの声が聞かれる。こうした声を踏まえ、スタートアップの設立要件の撤廃もしくは緩和を求める。

・ 事前相談の撤廃、簡素化、手続き期間の短縮を図るべき

本税制の申告にあたり、出資者は予め案件概要に関する提出書類を経済産業省に事前相談しなければならない。会員企業からは「審査に時間がかかり、事業年度末の出資においては、税制の利用に間に合わない場合がある」との声が聞かれるため、事前相談手続きの撤廃、簡素化、手続き期間の短縮を求める。

・ **出資金額・株式取得要件等に関する要件を緩和すべき**

出資金額要件、株式取得要件等について、会員企業からは「スタートアップの業績を見ながら複数回に分けて出資するケースも多い」との声が聞かれることから、下表のとおり要件緩和を要望する。

	項目	現行の基準	要望事項（変更案等）
新規出資型	1件あたりの最低出資金額	大企業1億円、中小企業1千万円（海外企業への出資は一律5億円）	・ <u>左記、最低出資金額の引き下げ</u> ・ <u>最低出資金額の算出を一定期間内の累積出資額により判断</u>
	取得株式要件	・ 1回目のマイノリティー出資は全て税制適用 ・ 2回目はその出資でスタートアップの株式の過半数を取得した場合のみ適用	・ <u>マイノリティー出資を3回以上行う場合でも、一定期間内において、最終的にスタートアップの株式の過半数を取得した場合には、全ての出資分に税制を適用</u>
・ M & A 型 新規出資型	出資を受けるスタートアップの要件	法人以外の者が3分の1超の株式を有していること	・ <u>既に他企業の出資を受けた比較的規模の大きい企業への出資も含めた支援策として、左記を緩和</u>

（２）グリーン・トランスフォーメーションの推進・カーボンニュートラルの実現

2050年のカーボンニュートラル（以下CNという。）の実現に向け策定されたGX2040ビジョンでは、革新技术を活かして新たなGX事業を生み出し、脱炭素やDXによってサプライチェーンが高度化した産業構造の実現を目指す旨が示されている。企業は2040年、さらにCN実現以降も持続可能な事業活動とするために、道筋を立てて着実に脱炭素化を進めていくことが求められており、省エネによるエネルギーコストの削減だけでなく、脱炭素効果の高い電源への転換や環境負荷低減につながる調達など、さまざまな面からの取り組みが必要である。

① 産業構造転換への支援

GXの取り組みは、失われた30年と呼ばれる日本経済の停滞を打破する大きな機会である。研究開発や設備投資のような技術面への支援だけでなく、今後は需要に着目した対応も必要であり、次頁のとおり、税制面のみならず、予算措置や制度措置を含めた幅広い支援を要望する。

要望事項
・ <u>G Xディープテック分野の研究・技術開発に対する支援の拡充</u> ・ <u>G X製品の生産設備への投資を促す支援</u> ・ <u>G X製品の利用拡大・普及に資する支援</u> ・ <u>既存産業用地のG X産業への利活用に向けた譲渡の促進</u> ・ <u>脱炭素エネルギー供給地点近傍へのエネルギー多消費産業（データセンター含む）の立地促進</u>

● リサイクル、資源循環促進(再資源化・再生材の利用促進)のための税制拡充

資源循環を進めるには、廃棄物等の再資源化について質・量両面から水準を引き上げる必要がある。昨年度の税制改正において、企業が再資源化に向けた設備投資を行う際に法人税の特例措置を受けられる「高度な資源循環投資促進税制」が創設され、ペットボトルの水平リサイクル⁹や太陽光パネルの再資源化が対象とされた。

現在、再資源化や資源循環に向けた実証事業等に予算が措置されている。

今後の事業化にあたっては、予算措置に加え、上記税制の拡充または関連税制の創設等を通じて、事業者が円滑に事業を開始し、安定的に事業を継続できるよう持続的な支援を要望する。

また、資源循環の質の向上には、廃棄物の回収、処理ならびに再生材の生産および出荷まで一連のプロセスを管理するトレーサビリティの重要性も高まる。こうしたシステム導入への投資に対する支援も求める。

② 省エネ・非化石転換の推進

G X 2 0 4 0 ビジョンに基づき、企業は、モーダルシフト¹⁰や商用車・社用車の電動車への切り替え、省エネ性能の高い機器や建物の導入、電化や省エネ技術の導入など、積極的に進める必要がある。省エネについては、分野別・事業別に予算措置がなされているが、税制面からも一層の支援を要望する。

● 省エネの徹底 工場(製造工程含む)、事業所、住宅等の省エネに係る税制支援

- ・ カーボンニュートラル投資促進税制の拡充・要件緩和・期限延長
(2023 年度 適用件数 86 件、適用額 102 億円)

本税制は、産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭

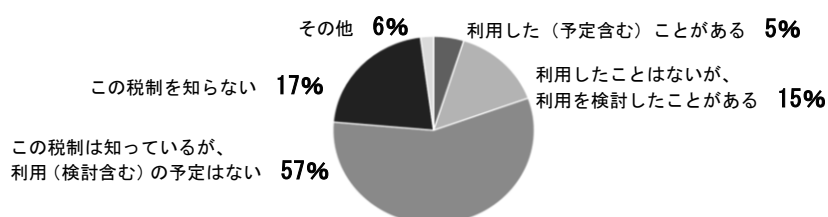
⁹ ペットボトルからペットボトルへと同じものに作り直して資源循環すること

¹⁰ トラック輸送から鉄道や船舶への切り替え

素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対し、最大 10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大 14%）又は 50%の特別償却を措置するものである。

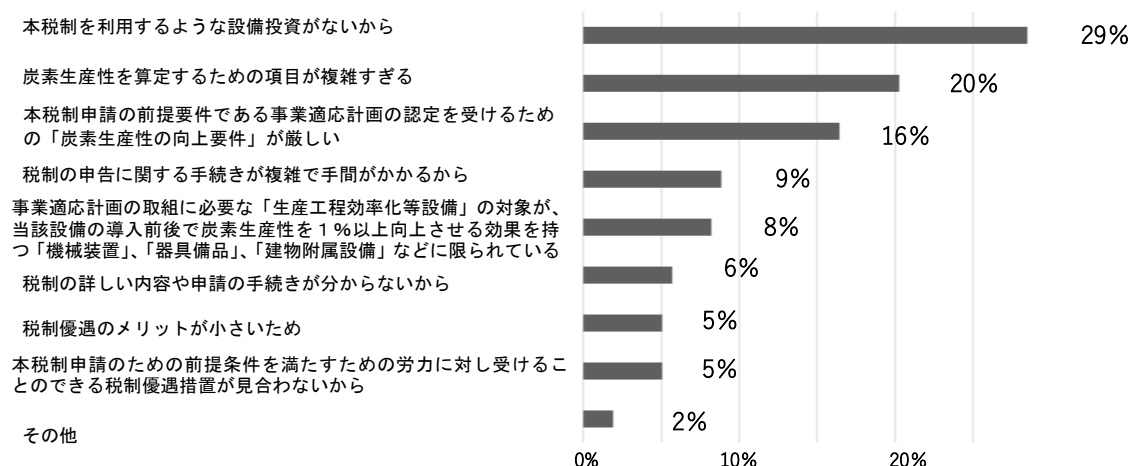
本税制の利用状況は、会員企業へのアンケート調査（図 2－5）によると、「本税制を活用したことがある（予定を含む）」企業は 5％に限られ、「本税制は知っているが、利用（予定含む）の予定はない」企業は 57%にのぼる。また、「利用したことはないが、利用を検討したことがある」企業は 15%である。

【図 2－5 利用状況：回答企業数 144 社】



一方、「利用したことがない、または利用を検討したが利用しなかった」理由（図 2－6）として、「対象の設備がない」ことを除くと、主に、「炭素生産性を算定するための項目が複雑すぎる」、「本税制申請の前提要件である事業適応計画の認定を受けるための『炭素生産性の向上要件』が厳しい」点が挙げられる。

【図 2－6 利用しない理由：回答企業数 98 社】



こうした基準や要件が本税制の利用を阻害する要因になっていると考えられる。

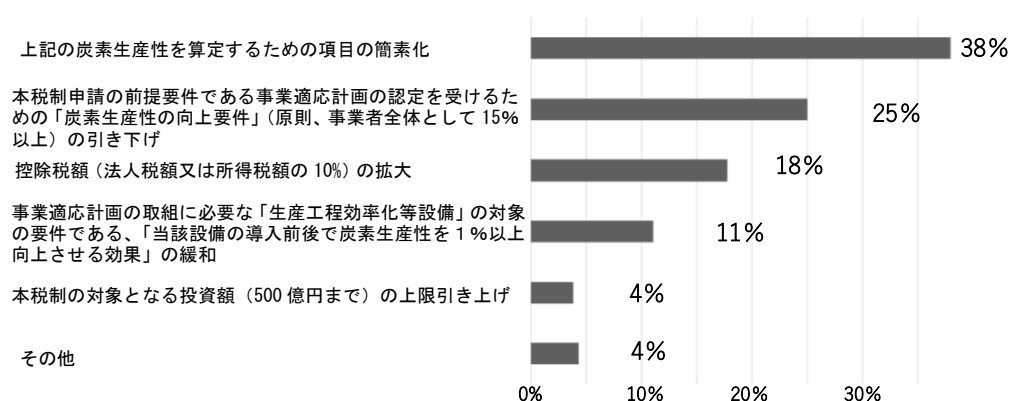
また、上記について、会員企業への聞き取りの結果、次の声が聞かれた。

【会員企業の声】

- 炭素生産性を会社単位で算出する場合、分子・分母が大きすぎて、炭素生産性向上要件を満たせない。
- 炭素生産性を事業所単位で算出する場合、事業部制を採用する当社では、事業所と事業部の範囲が一致しないため数字を把握できない。
- 炭素生産性の算出に基づくのではなく、脱炭素化設備と認められたものに対する設備投資に応じて控除するような簡素化された制度になると利便性が向上する。

本税制は、GX2040ビジョンに掲げる省エネ推進の一翼を担う制度である。本税制を企業にとって効果が高く使いやすい税制とするために、会員企業のアンケート結果（図2-7）から以下の点を要望する。

【図2-7 見直しに関する考え：回答企業数 98 社】



要望事項は下表のとおりである。

	要望事項
基準の簡素化	・炭素生産性を算定するための項目を簡素化すべき ・炭素生産性の算定に基づくのではなく、<u>脱炭素化設備と認められたものに対する設備投資に応じて控除するような仕組みへの見直しも検討すべき</u>
要件の緩和	<u>本税制申請の前提要件である事業適応計画の認定を受けるための「炭素生産性の向上要件」（原則、事業者全体として 15% 以上）を引き下げるべき</u>
支援の拡充	<u>控除税額（法人税額又は所得税額の 10%）を拡大すべき</u>

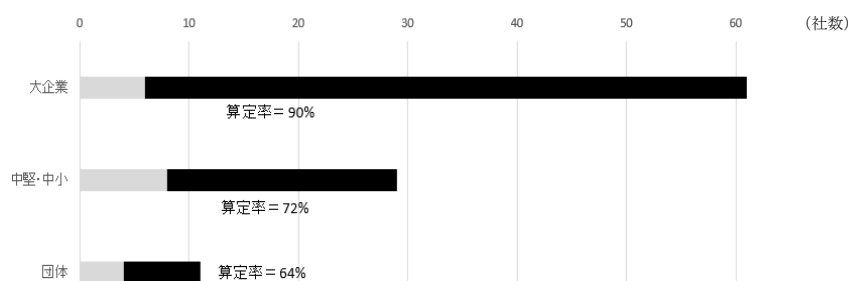
最後に、当該税制も対象に含まれる租税特別措置の不適用措置（いわゆる「ムチ税制」）については、投資促進の妨げとなる可能性があることから、更なる厳格化は行うべきでなく、廃止を含めた見直しを行うべきである。

・ C O₂排出量見える化

脱炭素化を進めるにあたり、まずは自社や個別設備のエネルギー消費量、C O₂排出量を算定・見える化し、削減計画等を策定する必要がある。

本会が、会員企業を対象に実施した「C O₂排出量算定アンケート」¹¹（図2－8）の結果、排出量の算定は、大企業では、約9割が実施する一方、中堅・中小企業では、約7割に留まる。また算定の範囲については、大企業の多くはS c o p e¹² 3まで算定しているが、中堅・中小企業では、ほとんどの企業がS c o p e 2までの算定に留まる。

【図2－8 C O₂排出量算定アンケート結果】



国は、省エネ診断事業の充実や設備高度化支援、支援機関等の体制構築に努めることとしており、本会においても、「排出量算定・削減の必要性や意義の訴求」、「算定方法の習得」、「各企業におけるC O₂排出量削減に資する好事例の紹介」など幅広く会員企業に展開していく所存である。

今後は、各種制度の利用状況等を踏まえつつ、税制面を含め柔軟な支援を継続的に実施するよう要望する。

¹¹ 2026年度から本格的に始まる排出量取引制度を前に、C O₂排出量の算定・削減に対する取り組み状況について、本会会員企業を対象に実施（実施時期：2024年12月～2025年1月 回答社数：104社）

¹² S c o p e：企業が温室効果ガス（GHG）排出量を管理するための1～3までの区分

S c o p e 1：事業の現場から直接排出されるGHG

S c o p e 2：自社が購入した、他社から共有された電気・熱などのエネルギーの使用に伴い間接的に排出されるGHG

S c o p e 3：輸送や廃棄など、自社の事業活動に関わっている他社の排出したGHG（Scope 1、2以外）

- ・ **住宅等の省エネ化支援：省エネ性能に優れた住宅および省エネ住宅へのリフォームの普及を促すために税制面から支援すべき**

我が国の温室効果ガス排出量は消費ベースで約6割を家計が占めており、GX製品が国民のくらしに普及・浸透することで、光熱費削減、生活の快適性や生産性の向上、エネルギーの自立化によるレジリエンス向上にもつながりながら、需要側から国全体の脱炭素を牽引することができる。

このため、断熱改修および脱炭素型の空調・給湯器等の導入による住宅・建築物の省エネルギー性能の向上により住居環境のアップグレードを促すことが重要である。

今年度期限を迎える、省エネ性能等に優れた住宅の普及促進に係る特例措置（不動産取得税・固定資産税）（2023年度 適用総額：微額¹³）について、適用期限の延長を要望する。

- **物流分野におけるモーダルシフト・CO₂排出量削減等の促進**

政府は、2023年6月「物流革新緊急パッケージ」において、長距離輸送をトラックからCO₂排出量の少ない輸送手段へのシフトを促す旨を示している。こうした取り組みへの税制面からの支援として以下のとおり要望する。

- ・ **内航船利用を促す税制優遇措置**

モーダルシフトを促すには、トラック輸送より時間のかかる場合の多い、鉄道や内航海運を選択するだけのメリットを、特に荷主が直接受けることのできる仕組みが望まれる。既存の支援策としては、運送業者の輸送関連機器購入等に対する助成および一部の港が独自に実施する港湾利用の実績に応じた荷主への助成が挙げられる。

既存の支援策に加え、環境負荷の低い輸送方法を選択した荷主や運送事業者に対するインセンティブとして、税制優遇措置を取り入れることで、モーダルシフトをより一層加速させることができるのではないか。この措置は、物流におけるCO₂排出量削減や運転手不足に伴う輸送力低下への対応としても有益であるから、前向きな検討を要望する。

- ・ **バッテリー式フォークリフトに対する税制優遇措置**

倉庫業や港湾運送業のエネルギー費用の負担軽減のため、フォークリフト等の動力源を対象に軽油引取税の課税免除の特例が措置されている。昨年

¹³ 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（2024年度）より、適用実績はあるものの適用額1億円未満のため微額と記載

のCNへの取り組みの進展により、フォークリフトについては、ディーゼル式からバッテリー式への移行が進んでいる。

環境負荷軽減の観点からもバッテリー式フォークリフトの普及は望ましいことから、下表のとおり、バッテリー式フォークリフトの購入、充電設備の新增設に係る税制優遇措置の創設を要望する。

要望事項（バッテリー式フォークリフトの購入等に係る税制支援）
・ <u>新規購入したバッテリー式フォークリフトの割増償却</u> ・ <u>償却期間（4年）における減価償却額 1/2 免除</u> ・ <u>充電設備の新增設に対する割増償却</u>

● 脱炭素電源の拡大

2025 年 2 月に策定された「第 7 次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーは主力電源として、地域共生と国民負担の抑制や安全性の確保を前提に、最大限の導入を促すこととされている。このため、再生可能発電設備の設置にあたり、税制面から以下の支援を要望する。

・ 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の期限延長（2023 年度 適用総額：1,453 億円）

再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高いことに加え、導入当初においては、不具合への対応や様々な技術的調整を要し、想定どおりの発電ができず、収入が安定しない場合があるため、導入初期の固定資産税は企業の負担となっている。本税制は、当該投資に係る固定資産税の軽減を目的とするものであり、わが国における再生可能エネルギーの利用拡大に向けて当該投資を企業に促すため、期限延長を要望する。

● 次世代エネルギーの利用促進

CN社会実現やエネルギー安全保障の観点から、H₂、e-Fuel、SAF等、次世代エネルギーの利活用への期待が高まっているが、既存燃料と比べ割高な点が課題である。

次世代エネルギーを低コストで生産する技術の確立に向けた研究開発支援、さらには需要促進のため、税制および予算措置の両面から支援を要望する。

③ カーボンプライシングの導入にあたって

成長志向型カーボンプライシング構想として、2026 度からの排出量取引制度の本格稼働および 2028 年度からの化石燃料賦課金導入が進められている。

制度の本格運用にあたっては、C Nへの取り組みに前向きな企業が積極的に取り組んでいけるようインセンティブの付与などについて検討するとともに、不具合が生じた場合には迅速に制度を見直すなど、柔軟な制度運用を求める。

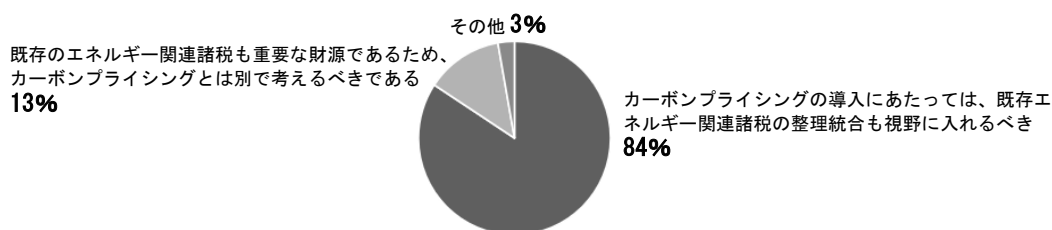
また、これら制度の運用にあたり求められる排出量の算定については、第三者による確認を要するなど企業に負担となるとの声が聞かれる。制度の円滑な運営に向け、できる限り企業に負担の掛からない制度を目指すべきである。

カーボンプライシングの第一の目的はC O₂排出量削減であるが、副産物として炭素賦課金が新たに課せられる。C O₂排出量削減の取り組みが進めば、石油石炭税等の負担軽減も期待できるが、現時点では具体的な効果は見通せない。

カーボンプライシングの導入にあたり、石油石炭税（地球温暖化対策のための税含む）をはじめ、多くのエネルギー関連諸税が課せられている状況について、昨年度の会員企業への税制改正アンケート調査¹⁴（図2－9）で84%が、「カーボンプライシングの導入にあたっては、既存エネルギー関連諸税の整理統合も視野に入れるべき」と回答している。

国民負担の公平性の観点から、カーボンプライシングを導入する今こそ、複雑で幾重にも課税された既存エネルギー関連諸税の整理統合を検討する時期といえるのではないか。

【図2－9 既存エネルギー税制のあり方：回答企業数109社】



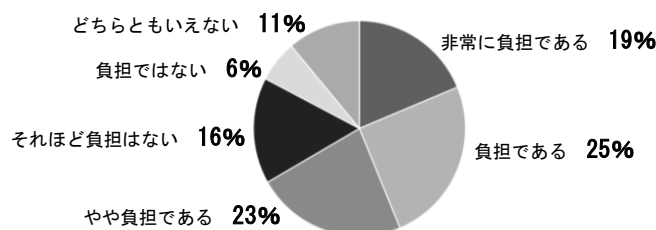
（3）自動車関連税制の見直し

自動車関連税制の課税負担について、会員企業へのアンケート調査の結果、約7割の企業が「非常に負担である」、「負担である」、「やや負担である」のいずれかを回答している（図2－10）。自動車は、企業活動はもとより日常生

¹⁴ 図2－9の結果は、「2025年度税制改正に対する意見」のとりまとめにあたり、2024年3月下旬～5月下旬にかけ、全会員企業を対象に実施し134社が回答したものを利用

活においても必要不可欠なインフラであるため、関連する税制については、利用者に過度な負担とならない制度を目指さなければならない。

【図 2-10 自動車にかかる課税負担：回答企業数 144 社】



また、自動車関連税制は、電動化の進展に伴うEV、PHEVの普及、安全性能等に関する技術の進歩や地球温暖化など社会の急激な変化に対応するとともに、受益と負担のバランスがとれた新たな税体系の構築を目指して、複雑な税制を体系的に整理・簡素化し、利用者の納得感を得られる制度設計に努める必要がある。

① 車体課税

● 取得課税の一本化

取得時における環境性能割と消費税について、二重課税解消および簡素化の観点から消費税に一本化するとともに、環境性能割については、保有時の課税に一元化すべきである。

また、購入時の負担軽減は、国内需要喚起につながることから、米国の関税措置により先行きが見通せない足元の自動車産業の支援にもつながる。

● 保有課税について自動車の重量に応じた指標への統一

電動化技術の進展に伴い、今後は、多様な電動源の車両が併存していく見通しである。このため、保有時の公平・中立・簡素な税制に向けて課税指標について、自動車の総排出量および重量から重量に統一した共通の指標に見直すべきである。

また、CNの実現に積極的に貢献する税制とするため、保有時課税に環境性能に応じて税額を増減する仕組みを導入し、CO₂削減に向けた保有者の行動変容を促すべきである。

- **自動車重量税の旧暫定税率である「当分の間税率」の廃止**

自動車重量税は、道路特定財源として道路整備のために利用者が負担してきたものであるが、一般財源化に伴い課税根拠を喪失している。また、保有時に自動車重量税と自動車税・軽自動車税が二重に課せられている。

このような不合理・不公平な自動車重量税は将来的に廃止されるべきであるが、まずは本則税率に上乗せされた「当分の間税率」（旧暫定税率）を廃止すべきである。

② 燃料課税

- **二重課税の解消**

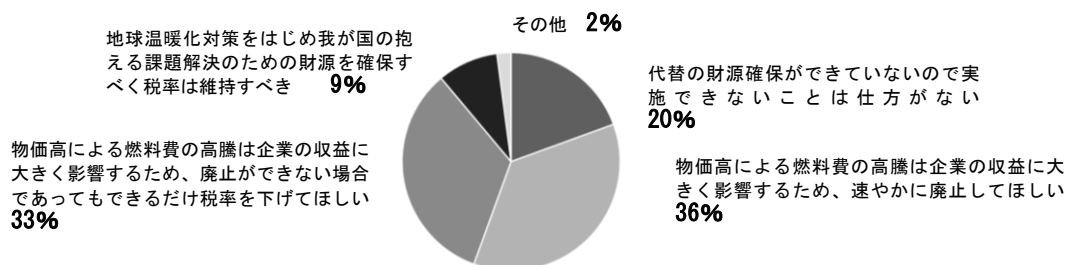
円安や物価高騰によるガソリン等の燃料価格の高騰は、事業者および生活者の負担となっている。ガソリンの小売価格を構成する揮発油税、地方揮発油税に対する消費課税を廃止すべきである。

- **暫定税率から本則税率への変更**

本来の税率を上回る税率（暫定税率）が課せられてきたガソリン税、軽油引取税は、道路特定財源の一般財源化により課税根拠を喪失したものの、それ以降も旧暫定税率が、「当分の間税率」と名前を変えて存続している。この暫定税率分の負担は、自動車ユーザー、特に公共インフラが整っていない地方ほど負担が大きく、ガソリン代の負担が地方に偏る傾向にある。

2025 年度税制改正大綱に「ガソリンの暫定税率」廃止が盛り込まれたものの、いまだ実現していない状況について、会員企業の約 4 割が「暫定税率の廃止」を求め、約 3 割が、「廃止できなくても税率の引き下げ」を求めている（図 2－11）。

【図 2－11 ガソリン暫定税率についての考え：回答企業数 144 社】



利用者への負担の偏りに加え、地域間格差の是正の観点からも、ガソリン税、軽油引取税に上乗せされている「当分の間税率」（旧暫定税率）は廃止すべきである。

● エネルギー税制そのものの見直し

暫定税率の撤廃は、地方間格差是正の観点からガソリンに替わる地方間格差を生じさせない別の財政手段の検討や公平な税制のあり方を模索する契機と捉えることもできる。

昨年度の国会で継続審議扱いとされた揮発油税の暫定税率に関する関連法案では、「社会情勢の変化を踏まえ、特例税率を廃止し、脱炭素社会に適した税制を構築すべき」旨が法案の趣旨として記載された。

ところで、足元では、暫定税率の廃止に替わる措置としてガソリンなど燃料への新たな課税や走行距離に応じた課税が検討されているとの報道もある。

脱炭素社会への移行を進めるにあたり、暫定税率の撤廃とそれに伴う財源不足を従来の負担者に形を変えて負担させるといった安易な対応ではなく、本則税制をはじめ、エネルギー税制そのものを再考すべき時に来ているのではないか。

③ モビリティに関する受益と負担のあり方の検討

自動車をめぐるのは、少子高齢化や人口減少に伴い自動車の保有台数の減少が見込まれ、道路財源等の安定的な確保が課題である。

また、都市部における交通渋滞、地方における運転手不足や乗客減による公共交通機関の衰退などの社会課題への対応も必要である。

こうした課題への対応には、自動車の所有者・利用者への課税から自動車の所有者・利用者以外の受益を考慮した税負担へと、そのあり方の見直しを検討する必要がある。例えば、検討項目の一例は下表のとおりである。

モビリティに関する受益と負担のあり方（検討項目の例）
・道路インフラ保全のための財源を自動車関連税制以外を含めて確保 ・交通渋滞解消に向けたロードプライシングの導入 ・オンデマンドMaaSの導入を促す税制の導入

④ ユニバーサル社会の実現に向けて

高齢者、障がい者を含むすべての人が安心して生活できるユニバーサル社会の実現に向けて、バリアフリー車両の普及を加速させる必要がある。このため、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置（自動車重量税・自動車税）（2023年度 適用総額：97億円）の期限延長を要望する。

2. リスク管理の強化

(1) 防衛費増額への対応

昨年度の税制改正大綱において、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」として、法人税に対して法人税額に4%の付加税を課す「防衛特別法人税」を2026年4月から実施することとし、たばこ税に対しては、2026年4月に加熱式たばこの税率を引き上げて紙巻きたばこの差をなくしたうえで、2027年4月から3年間、1本当たり0.5円ずつ段階的に引き上げる旨が決定された。

一方、所得税については、「令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる『103万円の壁』の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する」とされ、結論が先送りされた。

結論の先送りによる開始時期の遅れは、企業をはじめ納税者への更なる負担増につながる恐れもあることから、所得税の負担については、国民の納得感が得られる丁寧な説明を大前提に、早急に結論を得るべきである。

(2) 経済安全保障

ロシアのウクライナ侵攻、大国間の覇権争い、大国の自国優先政策などにより、我が国の経済・社会は大きく揺らいでいる。貿易立国である我が国は、こうした事態にきちんと対応できる能力を持たなければならない。そのためには、特定の国に過度に依存することを避ける戦略的自律性と、高い技術力を持つ我が国が他国に欠かせない存在となる戦略的不可欠性を高める必要がある。

① 米国関税政策への対応策として国内投資を促す税制を創設すべき

米国による相互関税の発表を受け、国内投資の計画中止が相次いでいる。また、7月には米国で即時償却を恒久化する法案が成立し、ドイツでは将来的な法人税の引き下げを含む460億ユーロ（約8兆円）規模の減税法案が成立するなど、海外では自国の設備投資を囲い込むための大胆な支援策が相次いで打ち出されている。欧米各国よりも対策が遅れば、伸び悩む国内投資の更なる減速を引き起こし、我が国経済の停滞につながりかねない。この米国関税政策を発端とした危機を乗り越えるため、国内投資の後押しを目的とした「設備投資促進税制（仮称）」の創設を要望する。

この難局を乗り越えるためには、各国同様、これまでにない大胆な施策が必要であり、企業の規模、業種を問わず、機械・装置の設置やソフトウェアなどの

無形固定資産の導入、工場建屋等を対象に下表のとおり税制優遇を措置するよう要望する。

要望事項
・ <u>投資額の一定割合を法人税額から差し引く税額控除</u>
・ <u>通常の減価償却費に加えて、初年度から一定の割合の特別償却額の計上を認める特別償却</u>
・ <u>取得した資産の全額を初年度に一括して経費算入できる即時償却</u>

② 経済安全保障上の重要分野への優遇措置

2022 年の経済安全保障推進法制定により、経済に甚大な影響のある物資の安定供給の確保に向けて取り組むことが定められた。税制面では、2024 年度税制改正により戦略分野国内生産促進税制が創設され、電気自動車、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料（S A F）および半導体を対象に税制優遇が措置された。

経済安全保障の重要性は益々高まっていることから、他の重要物資についても、我が国経済への影響を見極めながら、脅威とリスクから産業・技術基盤を守り、発展させていく観点から更なる支援を求める。

③ サイバーセキュリティの強化

企業のデジタル化やD Xが進むなか、国内外からのサイバー攻撃による情報流出やサプライチェーン寸断により事業活動が受けるリスクが高まっており、サイバーセキュリティ対策の重要性が向上している。中小企業・小規模事業者への予算措置に留まらず、事業停止等による社会的影響の大きい中堅・大企業も対象に加えたうえで、企業内システムの脆弱性診断の実施、監視システムの導入、人材育成等、サイバーセキュリティ対策に係る投資や関連支出に対する税制優遇措置を検討すべきである。具体的には、当該資産に対する全額償却を要望する。

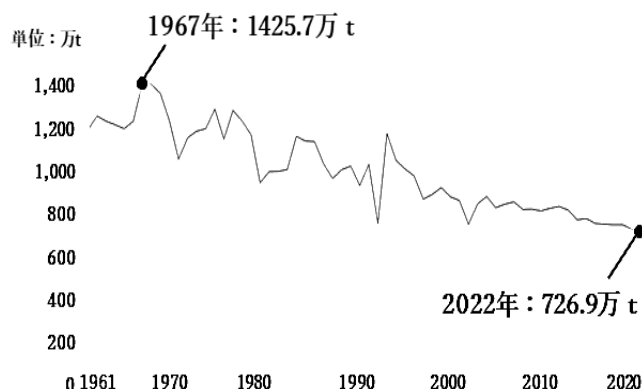
（３）食の安全保障

我が国の米の生産量は減少傾向にあり、2022 年の生産量は最盛期である1967 年の半分程度に留まる。（図 3－1）。

2024 年から 2025 年にかけて「令和の米騒動」が発生し、国民生活に大きな影響を与える社会問題となった。原因については、農家数減少や生産量調整政策等による生産量減少、異常気象、インバウンド需要増加、本業ではない事業者

の流通への参入、流通量把握の不確実性などの様々な要因が複合的に重なり発生したといわれている。

【図３－１ 水稻の収穫量推移（※クボタＨＰより本会作成）】



しかしながらこの状況は、我が国農業の現状と課題を浮き彫りにし、農業政策が重大な岐路に立っていることを知らしめる結果となった。

我が国の農業を再び活性化するためには、生産量調整政策の転換をはじめとした様々な対策が必要であるが、ここでは、税制面での効果に鑑みて、農地移転および設備投資の促進に資する施策を検討することとした。

① 農地を必要とする者へ農地移転を促すような制度への見直しを検討すべき

社会や自然環境の変化に対応し持続可能な農業を実現するには、取り組むべき課題が山積している。

人口減少や少子高齢化に伴い農業の担い手不足が深刻化し各地で耕作放棄地が増加している。また、就農者の所得が他の産業と比較して低水準であり、魅力が乏しいことも担い手不足に拍車をかけている。

耕作放棄地の解消に向けては、農地を必要とする者への円滑な移転が望まれるが、農地の無秩序な開発抑止に重きを置いた制度により、経営効率化のために農地の集約化を図る既存就農者（個人・農業法人）や新規就農者（個人・農業法人）の農地取得を難しくしている。この問題に対し税制面では、農地取得時や設備投資時に活用できる制度が措置されている¹⁵が、適用要件が厳しく、利用者が限られるものもある。

¹⁵現在措置されている主な制度

- ① 納税猶予制度：農地を推定相続人の1人である農業後継者に贈与した場合、贈与税を猶予し、贈与者または後継者いずれかの死亡により免除する。
- ② 農地を譲渡した場合の特別控除：農業委員会の斡旋により地域の農業者に売却した場合や農地中間管理機構へ農地を売却した際の譲渡益について、一定額の特別控除ができる（上記の場合、特別控除額は800万円）。

個人・企業による農業への新規参入の促進および既存就農者による規模の拡大、経営効率化に向けた農地取得の容易化を図るため、農地の保有や売買に係る要件の緩和等を含め、農地を必要としない所有者から必要とする者へ移転を促すよう、制度を見直す必要がある。

例えば、下表のとおり、既存制度を見直し、やる気のある個人、企業が挑戦できる環境の整備を期待する。

制度	検討事項
納税猶予制度	「推定相続人であること」の要件緩和
農地を譲渡した場合の特別控除	控除額の上乗せ
登録免許税・不動産取得税の軽減措置	農用地利用集積計画に係る手続きの簡素化

「農地を譲渡した場合の特別控除」については、直接就農者に譲渡する場合だけでなく、農地バンク¹⁶に譲渡するケースも存在するが、農地バンクが仲介機能を果たすことで新規就農者が利用する農地が増加することを期待する。

また、新たな農業の担い手として期待される農業法人については、省力化・省人化に資する高性能の農機具導入や農地の集積・集約による大規模農業化により、生産性向上とそれによる就農者の所得向上が期待される。しかしながら、法人の農地保有に関しては、農地所有適格法人以外の法人は農地の保有が認められておらず、また、同法人の要件についても、農業関係者による出資割合等の要件が課されるなど制限が多い。より多くの企業が農業を担うことができるよう、一般企業による直接的な参入を可能とする制度への見直しも必要である。

② 新規参入や事業規模拡大期の設備投資に対する税制優遇を措置すべき

企業が農業へ新規参入を検討する場合や農業法人が事業規模の拡大を検討する場合に、天候リスクによる不確実性の高さから、消極的な判断を下すケースが多い。さらに、農業への新規参入または事業規模拡大には、相応の設備投資を要することとも参入障壁の1つである。農業用ドローン、ビッグデータを用いたサービスなど、生産性向上に資する新技術を用いた省力化・省力化設備への投資の重要性も高まっている。農業全体の生産量を増加させるため、他業種の企業が農業に新規参入する場合や農業法人が事業拡大を図る場合の設

③ 登録免許税・不動産取得税の軽減措置：農地の集積・集約化を促すために、「農用地利用集積等促進計画」に基づき農地を取得した場合に、登録免許税・不動産取得税の減額措置の適用を受けられる。

¹⁶ 農地中間管理機構とも言う。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、都道府県知事が指定する組織であり、農業の担い手への農地集積・集約化と農地の確保を目的とする。

備投資に対して、特別償却や所得控除などの税制優遇を措置すべきである。

また、天候リスクによる一過性の純損失計上に対応するために、繰越損失の繰越期限延長などの税制優遇を措置すべきである。

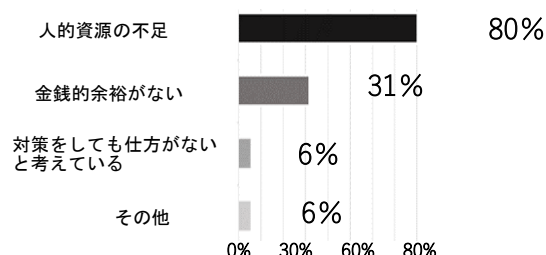
（４）防災・減災の強化、激甚化する災害への対応強化

内閣府中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループは、2025年3月、10年ぶりに南海トラフ巨大地震の被害想定を公表した。これによると最大クラスの地震による被害量は、この10年間の対策によって一定程度減少したものの、これまで経験したことがない甚大なものであり、高齢化や人口減少等の社会的特性、大都市や離島・半島、孤立可能性地域などの地理的特性、沿岸部への物流・産業機能の集中などの国土利用形態といった、我が国の現状や将来の見通しを踏まえると、実被害は被害想定を上回る恐れがあるとしている。

想定被害の大きさから行政による対応には限界があるため、企業においても事業所の建築物の耐震化、什器等の固定・不燃化、停電対策、避難環境の整備、避難誘導体制の整備等により、顧客および従業員等の生命の安全確保を図るとともに、経営戦略として、災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を事前に準備しておく必要がある。

また、地震に限らず、豪雨・豪雪、台風といった大規模自然災害への対応には、企業の自主的対応力の強化が必要である。既に多くの企業が取り組んでいるところであるが、人的資源の不足、金銭的余裕の不足等により対応が難しい企業もある¹⁷（図3－2）。

【図3－2 対策できない理由：回答企業数35社】



引き続き防災・減災に係る税制面での支援の維持・強化を要望する。

¹⁷ 図3－2の結果は、「2025年度税制改正に対する意見」のとりまとめにあたり、2024年3月下旬～5月下旬にかけ、全会員企業を対象に実施し134社が回答したものを利用。

① 民間企業の防災・減災に対する自主的な取り組みに対して支援すべき

● 防災対策の促進に向けた初期投資への支援を拡充すべき

現在、企業等が行う耐震改修等に対し固定資産税の軽減などが措置されており、防災対策の促進に一定の効果が期待される。しかしながら、中小企業をはじめ多くの企業にとって、初期投資の負担は極めて重く、資金調達や採算性といった投資以前の段階で断念せざるを得ないケースも少なくない。こうした現状を踏まえ、既存の措置に加え、初期投資の直接的な負担軽減策として、耐震補強や防災設備導入に係る工事費・設備費等に対する手厚い補助を要望する。

また、より多くの企業が防災対策に取り組めるよう申請手続きについて、可能な限り簡素化に努めるべきである。

● 民間企業の敷地を対象とした液状化対策に係る予算・税制優遇を措置すべき

現状の宅地液状化対策は、住宅密集地や住民の安全確保を中心に策が講じられているが、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震への備えとして地域全体の防災力を高めるためには、企業が有する敷地への液状化対策も不可欠である。とりわけ、企業の敷地における液状化被害は、事業活動の停止や物流・ライフライン機能の喪失のみならず、地域住民の雇用や生活にも重大な影響を及ぼす恐れがある。また、災害時には企業の施設が一時避難所や物資供給拠点として活用されるケースもある。これらの機能維持の観点からも、企業の敷地の安定性確保は重要であることから、公共施設等に加えて、液状化リスクの高い地域にある、民間企業の敷地を対象とした液状化対策に係る予算および税制優遇の措置を要望する。

● 防災対応力強化に向けてデジタル技術導入の支援対象を拡大すべき

ドローンをはじめとするデジタル技術の導入支援については、中小企業を対象とする「省力化投資補助金」等が講じられ、業務効率化や人手不足解消に一定の効果が期待されている。一方で、こうしたデジタル技術は、災害時における情報収集や被害把握などの観点からも極めて有効であり、防災・減災に資する先端技術として、企業規模にかかわらず広く普及を促進すべきである。特に、広域災害に備えた地域レジリエンスの強化においては、大企業・中堅企業も含め、あらゆる主体が平時からこうした技術を活用した備えを講じる必要がある。しかしながら大企業であっても、必ずしも導入が進んでいるとは言えない。このため、防災目的でのデジタル技術導入に対し、企業規模を問わず支援する予算・税制優遇の措置の拡充・創設を強く要望する。

● 民間企業の自主的防災・減災投資促進税制（仮称）の創設

民間企業に自主的な防災・減災対策を促すうえで、既存の「中小企業防災・減災投資促進税制」や「建物の耐震改修に係る固定資産税の減額措置」では、支援の対象・範囲として十分とは言えない。このため、以下の重要分野への防災・減災投資に対し、業種や事業規模を限定しない「民間企業の自主的防災・減災投資促進税制（仮称）」の創設を要望する。

重点分野
- 旧耐震基準・情報通信施設等の建物の耐震診断・耐震化（建物の耐震化の代替措置として、免振・制震化、建替・移転等が行われる場合を含む） - 情報通信設備（データサーバー等を含む）の耐震化・水害対策（移転・分散化、クラウド化等を含む） - 敷地・建物内の電気・ガス・水道等のインフラ設備の耐震化・水害対策 - 自家用発電設備等の非常用設備の設置

特に、旧耐震の建築物の耐震改修の優先度は高いため、南海トラフ巨大地震の想定震度が政府のハザードマップ上、震度6弱以上の地域において民間企業の旧耐震（震度5強程度が前提）の建築物の耐震改修の促進が図られるよう、手厚い税制優遇措置の導入を求める。

② 地域の防災・減災機能向上に資する支援措置

耐震対策、水害対策など企業や個人に防災・減災の対応を促進し、地域全体としてのレジリエンス強化につなげるため、本年度に期限を迎える以下の税制について期限の延長を要望する。

- ・ 地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置（2023年度 適用総額：微額¹⁸）
- ・ 耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減税措置（固定資産）（2023年度 適用総額：微額）
- ・ 耐震改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置（2023年度 適用総額：1億円）
- ・ 耐震改修が行われた長期優良住宅に係る税額の減額措置（2023年度 適用総額：微額）
- ・ 耐震改修に係る所得税額の特別控除
- ・ 港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る課税標準の特例措置（固定資産）（2023年度 適用総額：微額）

¹⁸ 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（2024年度）より、適用実績はあるものの適用額1億円未満のため微額と記載

- ・ 災害ハザードエリアからの移転促進のための税制上の特例措置（登録免許税）
- ・ 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置の延長（不動産取得税、固定資産税）（2023 年度 適用総額：微額）
- ・ 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置（2023 年度 適用総額：微額）

地域によって重大な被害を与える災害は異なる。各地域において重点的に取り組む対策への支援となりうる税制優遇が創設されることを期待する。

③ 民間企業の施設を活用した一次避難所整備に係る予算・税制優遇を措置すべき

南海トラフ地震などの広域的な自然災害への備えとして、行政と民間が連携し平時から地域の防災体制を整備することは喫緊の課題である。

こうした課題認識の下、自社保有施設を一次避難所として地域住民に提供する企業の取り組みは、公的避難所の機能を補完し、災害時の迅速な避難・安全な滞在を確保するうえで極めて有効な施策であり、地域防災力の向上に資するものである。しかしながら、こうした施設が一時避難所として十分な機能を果たすためには、食料・飲料水・簡易トイレなどの備蓄品に加え、停電時にも対応可能な発電機、通信確保のための衛星通信機器、空調設備などの防災機器の整備が必要であり、多大な初期投資が必要となる。

したがって、自治体と締結した一次避難所としての機能を担う民間保有施設に対して、防災備蓄品および防災設備（発電機、通信機器、空調設備等）の整備に係る予算措置および税制優遇措置を要望する。

④ 災害時対応の重要インフラへの防災・減災投資に対する税制優遇を措置すべき

能登半島地震の発生や今春の南海トラフ巨大地震の被害想定公表などから、重要インフラ施設の耐震化・免震化等、防災・減災対策の必要性が再認識された。

国土強靱化基本計画（2023 年 7 月 28 日閣議決定）の基本方針に掲げた「防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山、海岸等）の整備・管理」「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」に関する各施策について着実な実施を要望する。加えて、医療機関、通信基地局、電力・ガス・水道等のインフラ施設など、災害時対応の重要インフラへの防災・減災投資に対し、税制優遇措置に限らず予算措置を含めた一層の支援を要望する。

3. 中部圏の産業・インフラの強化

(1) 自律的な地方財源に基づく地方自治の確立

地域創生の成功には、各地域がそれぞれの特色を生かして地域経済を活性化させるよう、自律的に取り組むことが重要である。そのためには、地方分権を進め、「自主財源を安定的に確保」とするとともに、「受益と負担を明確化」して、地方自治体がこれまで以上に「課税と行政サービスに対して責任を果たしていく」必要がある。

① 国から地方への財源移譲とともに地方税において地域偏在性のある法人課税から消費課税への移行を図るべき

地方自治体による行政サービスは、地域住民の日々の活動に密接に関係していることから、安定的な提供が求められる。地方自治体がその責任を十分に果たすためには、自主財源の十分かつ安定的な確保が必要である。

地方財政の収支は、国と地方自治体の税収割合（国：地方＝6：4）と歳出割合（国：地方＝4：6）が逆転している。この結果、地方自治体の行政サービスに対する住民の受益と負担との対応関係は不明確であり、行財政活動上、コスト意識が希薄化する恐れがある。住民選択を通じて地方自治体がこれまで以上に財政の自己規律を向上させるとともに、税収割合を歳出割合に近づけるためにも、国から地方への財源移譲を進めるべきである。

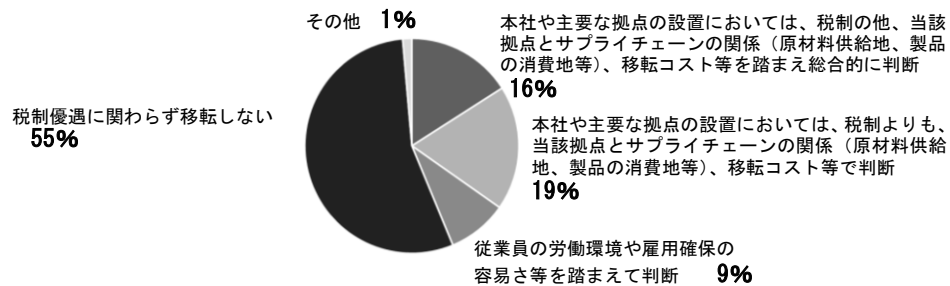
加えて、受益と負担の明確化の観点から、地方交付税や国庫補助金への過度な依存から個人住民税、固定資産税などの直接税の充実を図る必要もある。

また、安定財源の観点から、税源の偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人二税（法人住民税、法人事業税）を縮減し、比較的安定した税収を得られる地方消費税の拡充に軸足を移すべきである。

② 地域における産業活性化、人材確保の起爆剤に地域別の法人税率等を検討すべき

法人税をはじめとした国税や多くの地方税の税率は、全国一律で定められているが、これらが中長期的に特定の地域において軽減された場合の拠点移動の可能性について会員企業にアンケート調査を実施した（図4-1）。その結果、55%が「税制優遇に関わらず移転しない」と回答した。一方、16%が「税制の他、当該拠点とサプライチェーンの関係（原材料供給地、製品の消費地等）、移転コスト等を踏まえ総合的に判断」と回答した。

【図４－１ 法人税率引き下げによる移転の検討：回答企業数 144 社】

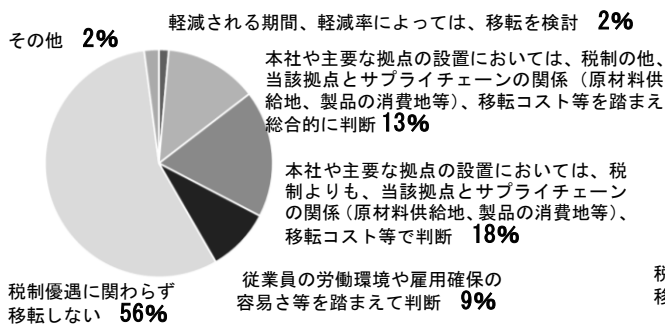


前向きに捉えれば、サプライチェーンに係る要件の整備と合わせた対応が必要であるが、税制には企業に移転を促すポテンシャルがあると言える。

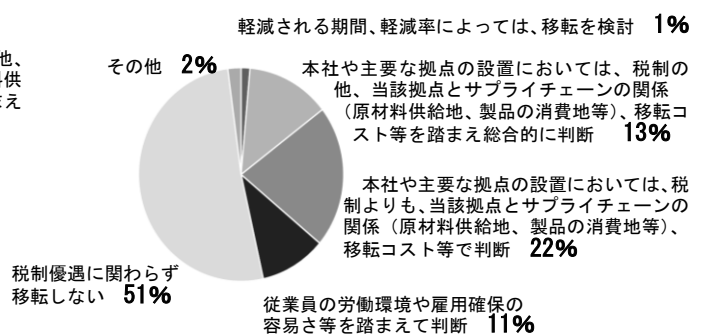
全ての地域に適用できるわけではないが、サプライチェーン上の関係も考慮した一定の地域を、従来の規制緩和を主目的とした特区制度とは別の新たな「税制」特区に指定したうえで法人税率を大胆に引き下げることは、地域に企業を呼び込むインセンティブとなり得る。

また、地方法人二税（法人事業税、法人住民税）（図４－２）や固定資産税（図４－３）についても同種の質問をした結果、同様の傾向がみられた。

【図４－２ 地方法人二税引き下げによる移転の検討：回答企業数 144 社】



【図４－３ 固定資産税引き下げによる移転の検討：回答企業数 144 社】



③ 地域の資源を生かした、観光振興・環境保全、地域との共生に資する観光関連課税のあり方を整理すべき

昨年の訪日外国人旅行者数は約 3,700 万人、消費額は約 8.1 兆円の規模となり、観光は、我が国経済を支える重要分野の一つとなっている。

重要な国家戦略である観光立国の実現に向けて、我が国は、国、地方自治体、企業等が連携して、観光資源の保全、観光インフラの整備といった更なる観光振興とともに、オーバーツーリズムの解消や地域との共生に取り組む必要がある。取り組みにあたり、財源確保は重要な課題である。足元では、各地方自

治体による宿泊税の導入が相次ぎ、国においても国際観光旅客税の税額引き上げを検討しているが、今後、既存税制の見直しや新たな税制の導入にあたっては、以下の点について十分に検討することを求める。

要望事項
・ <u>当該目的税収の効果的な予算執行に向けた使途の見える化および検証の実施</u> ・ <u>物価上昇を始めとする事業環境の変化に機動的に対応できる制度設計</u> ・ <u>観光事業者の事務の煩雑化を可能な限り軽減</u> ・ <u>都道府県と市町村が同一市町村で宿泊税を徴収する場合には、主体間の税額調整や役割分担による適切な課税</u>

国際観光旅客税については上記に加え、当該税収の予算執行について、国と観光地域づくり法人を含む地方が協働して継続的に観光地を底支えできる仕組みを構築すべきである。

④ 企業に偏る超過課税の廃止

地方税は、地域の公共サービスの原資であるため、国税以上に応益課税の考え方が当てはまる。

地方で事業活動を行う企業は、何らかの形で地方行政サービスを受益するため、地方自治体が企業に対して地域ごとの生産活動に応じて負担を求めることには一定の合理性がある。しかしながら、地方税法に定められた標準税率を超える超過税率のほとんどが法人課税に偏る現状は、税の公平性を欠くとともに、財政規律や企業活動においてもマイナスの効果を及ぼす。

各地方自治体は企業活動に対する適切な負担について十分に検討するとともに、法人課税に偏る超過課税は、廃止を含めて見直すべきである。

⑤ 地方自治体への寄附税制の改善

少子高齢化に伴う人口減少により、財政難にあえぐ地方自治体は多くあり、必要な行政サービスの提供に支障をきたすケースもある。企業の寄附は、地方自治体の財政の改善・強化につながる。結果として、行政サービスの向上を通じた地域活性化への寄与が期待されることから、企業の地域貢献にとっても意義がある。

地方自治体への寄附について、会員企業からは、意思はあるものの、寄附金の使途が明確でないケースや地方自治体の予算に疑問を持つなどの理由から、ためらう声も聞かれる。

また、寄附税制の一つである「企業版ふるさと納税制度」は、これまでの制度拡充により、寄附の件数や額が大幅に増加するなど一定の効果を上げてき

たが、寄附対象が、各地方自治体が策定し内閣府の認定を受けた案件に限られる点に対し、企業の自由度（選択肢）が少ないとの声も聞かれる。

企業の寄附を増やすためには、企業にとって地域貢献の意義がある、使い易い税制となるよう、企業の声を聴きながら制度を見直していく必要がある。

⑥ 事業所税の廃止

事業所税（2023 年度収入額：0.4 兆円）は、人口 30 万人以上の都市等が、都市機能の過密問題への対処に向け、都市環境の整備および改善に関する事業費用に充てるために創設された。今日では、都市部の空洞化が課題となっており、本税制が都市部への事業所開設や新規開業を妨げ、雇用や生産活動に負の効果を与える恐れがある。

また、従業員の給与総額に対し課税する従業者割は、企業の賃上げに対して抑制的に働く。さらに、事業所の床面積に対して課税する資産割は、リモートワークの普及に伴い事業所規模を縮小する企業が増えるなか、機械・装置類の設置を要する装置産業に負担が偏る公平性を欠く制度である。また、事業所のレイアウト変更の都度、床面積の変更報告を要するなど、実務面での負担も大きい。

加えて償却資産への課税に関し、同資産への固定資産税の課税は、装置産業のみに負担が偏在する公平性を欠く制度である。

事業所税の資産割や償却資産への固定資産税の課税は、我が国の経済成長を支える製造業の活力を弱めるだけでなく、製造業以外の様々な産業が興っている現状において、より一層不公平な制度となっている。

事業所税および償却資産への課税については、他の税源を確保したうえで廃止すべきである。

⑦ 法人事業税における外形標準課税の廃止

法人事業税（2023 年度税収額：5.3 兆円）のうち資本金 1 億円超の普通法人には、給与や単年度損益などの付加価値額に課税する付加価値割、資本金等の額によって課税する資本割からなる外形標準課税が課されている。

付加価値割は賃金への課税の性格を有するため、雇用や賃上げに対して抑制的に働くことになり、地域経済に悪影響を与えることから、地方税の財源確保を図ったうえで、外形標準課税は基本的に廃止の方向での見直しを要望する。

⑧ 電気・ガス供給事業における法人事業税の収入金課税の見直し

電気供給業および大半のガス供給業の法人事業税における課税標準は「収入金額」が採用され、その他の事業とは取り扱いが異なる。2020 年度税制改正により、電気供給業の発電・小売事業の 2 割に対し、資本金に応じて外形標準課税または所得課税が、また、2022 年度税制改正により、ガス供給業の中堅・中小事業者に対して他の事業と同様の課税標準が採用されることとなった。しかし、大半は依然として収入金額をベースに課税されている。

収入金額が課税標準として採用された当初の理由は、これらの事業が地域独占企業による料金認可制であり、税金の価格転嫁が容易であること、また、料金認可制により所得金額が低く抑えられることから、所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないためであったと解される。しかしながら、電気・ガスの小売全面自由化によって、当該業種の経営環境は大きく変化しており、上記理由による収入金への課税は合理性を失っている。

これらの点を踏まえ、2025 年度与党税制改正大綱の記載内容に則り検討を進め、競争環境の公平性の観点からも課税標準を見直し、その他の事業と同じ課税標準を採用すべきである。

(2) 地域にヒト・モノを呼び込む

これまでの地方創生の取り組みにもかかわらず、地方から首都圏への人口流出は拡大し、ヒト・モノ・カネの東京への一極集中は加速している。

この課題の解決には、地域の特徴を生かしながら、地域にヒト・モノを呼び込み、カネを創出する取り組みが不可欠である。

① 地方拠点強化税制の拡充・要件緩和・期限延長

本年度期限を迎える地方拠点強化税制（2023 年度 適用件数 41 件、適用額 21 億円）は東京一極集中の是正および地域経済の活性化を図るための方策として、本社機能の一部または全部を東京 23 区から地方に移転する「移転型」¹⁹と、本社機能を地方で拡充する場合や東京 23 区以外の地方から別の地方に移転する場合の「拡充型」²⁰に分類して税制優遇が措置されている。

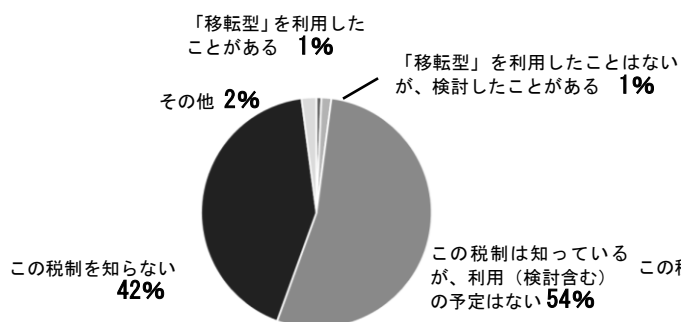
会員企業へのアンケート調査の結果、「移転型」、「拡充型」とともに利用率、認知度は低い水準にとどまる（図 4－4）（図 4－5）。

一方、東京一極集中の是正には、本税制の活用が有効と考えられるため、次頁のとおり、既存制度の拡充および期限延長を要望する。

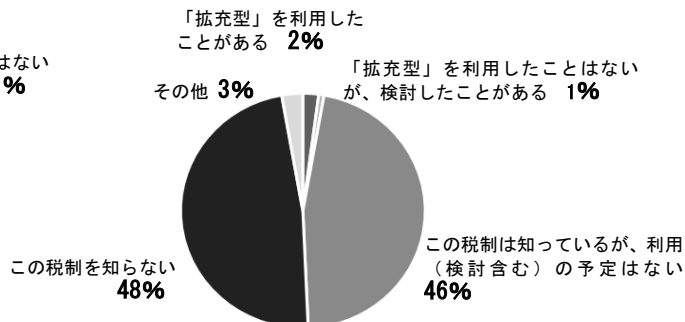
¹⁹ 首都圏の一部地域への移転は対象外

²⁰ 首都圏、中部圏、近畿圏の一部地域での拡充は対象外

【図４－４ 「移転型」利用状況：回答企業数 144 社】



【図４－５ 「拡充型」利用状況：回答企業数 144 社】



● オフィス減税の要件拡充

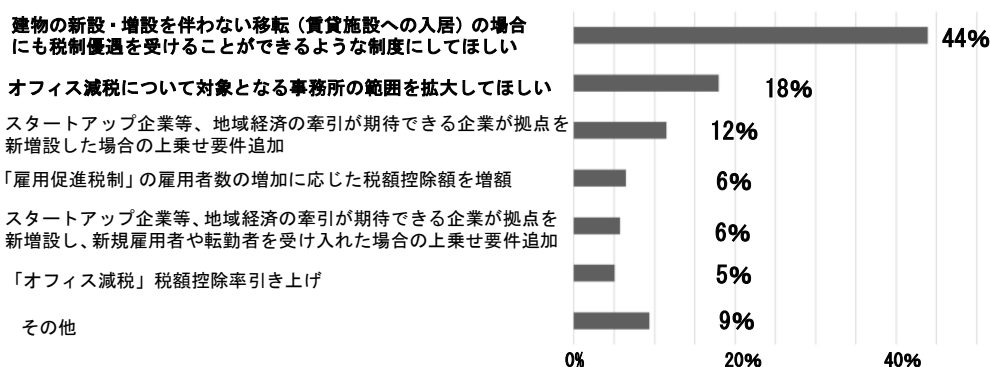
移転・拡充によるオフィス減税の対象は、自社で取得した建物である。

地方から東京への流出が著しい若年層や女性に人気のある情報通信業のなかには、近年、東京から地方へ拠点を移す企業もある。こうした企業では、建物を取得しないケースが多い。また、今後、地域経済の牽引が期待されるスタートアップについても、一定規模に成長するまでは建物を取得せず、賃貸物件に入居するケースが多い。

建築費等の高騰により、物件取得のハードルは高まっており、業種に関係なく賃貸物件へ入居するケースは増加している。

会員企業へのアンケート調査結果においても、「建物の新設・増設を伴わない移転（賃貸施設への入居）の場合にも税制優遇措置を受けることができる制度にしてほしい」との要望が最も多く出された（図４－６）。

【図４－６ 要件見直しについての考え：回答企業数 139 社】



加えて、オフィス移転に伴う備品購入や運送等に要する費用も高騰しており、企業の負担は増加している。

以上を踏まえ、次頁のとおりオフィス減税の要件拡充を要望する。

	要望事項
自社物件要件の拡充	<u>賃貸物件への入居についても対象とする</u>
移転費用要件の創設	<u>移転に伴う費用に対する税制優遇を創設</u>

地方に若者や女性に人気のある産業を呼び込むことは、若者層や女性を地域に留めるもしくは呼び込む点でも有効である。

● オフィス減税のうち、本社機能要件の拡充

本社機能を有する特定業務施設（事務所、研究所、研修所）を対象とする本税制は 2024 年度税制改正において、「商業部門の一部（オンライン営業）」、「サービス事業部門の一部（調査、企画、人事業務等の受託事業）」、事務所・研究所・研修所の新設と併せて整備する「子育て施設」などが追加されるなど、対象が拡充された。

本社機能の地方移転は、ヒト・モノ・カネが流入するため地域経済の活性化への寄与が期待できるが、本社の地方移転を検討する企業は少ない。そもそも、本社機能の地方移転どころか、地域の事業所や支店の統廃合を進める企業も多く、地方から人材が流出する一因となっている。

会員企業へのアンケート調査では、「オフィス減税の対象となる事務所の範囲を拡大してほしい」との声が多く寄せられている（図 4－6）。

以上から、本制度の本来の趣旨とは異なるが、地方から事業所や支店を含む企業の拠点が減少している状況に鑑みて、本社機能だけでなく、事業所や支店も対象とすべきである。

● 雇用促進税制の拡充および同税制における雇用者数増加要件の緩和

本税制における雇用促進税制については、新增設した特定業務施設の雇用者（新規雇用者、転勤者のいずれも可）が増加し、かつ法人全体の雇用者が増加した場合、雇用者増加数に応じて税額控除が適用される。

企業が移転または拡充により地方に拠点を構え、新規雇用または転勤により人員を配置するものの、省人化・効率化の結果、法人全体では雇用者数が増加せず雇用促進税制を適用できないケースが多くある。こうした場合であっても、拠点を設けた地域経済への貢献が認められる。

次に、雇用者の勤務形態について「期間の定めがないフルタイム雇用の者」に限定されているが、地方ではパートタイマー等の非正規雇用者は確保できても、期間の定めがないフルタイム雇用者は確保できないケースも多い。

加えて、コロナ禍以降、リモートワークや二地域居住の促進に関する行政からの支援を背景に、首都圏の本社に属しながら、一定期間、地方を拠点に働くことを認める企業も増えている。こうしたケースでは、定住ではないが地方への一定期間の居住により、地方経済への貢献が認められる。

また、税制の利用状況や雇用環境の変化に鑑みると、現状の雇用者数増加要件は企業にとって魅力が乏しい。

以上を踏まえ、下表のとおり要望する。

	要望事項
雇用者数増加要件の緩和	法人全体の雇用者数が増加しない移転・拡充においても、 ・新規雇用者を採用した場合に雇用者増加要件を適用 ・転勤者で人員を補った場合に雇用者増加要件を適用
雇用促進税制の対象範囲拡大	・非正規雇用者を採用した場合に雇用者増加要件を適用 ・二地域居住により一定期間地方に居住する者に雇用者増加要件を適用
雇用者数増加要件の拡充	・雇用者数増加要件における一人当たりの税額控除額を拡充

さらに、地方への企業移転の効果および地方拠点強化税制に対する現状の利用状況を踏まえると、これまで以上に多くの企業に移転を促すためには、本税制の拡充はもちろんのこと、既存の範囲に留まらない、より大胆な税制支援を行うことも必要ではないか。具体的には、移転後一定期間の法人税減免や取得した不動産への課税の減免などの措置について検討を求める。

最後に、地方拠点強化税制は、地域に流入する企業に対する支援である。地方においては人材や企業の流出が流入をはるかに上回ることから、まずは、企業や人が地域に留まることを後押しする支援が必要であることは言うまでもない。

② 長期保有土地等に係る事業用資産の買替等の場合の課税特例措置の延長

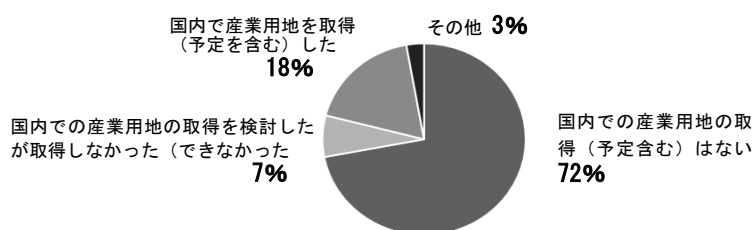
本年度に期限を迎える長期保有土地等に係る事業用資産の買替等の場合の課税特例措置（2023年度 適用件数 857 件、適用額 4,894 億円）は、10 年以上保有している事業用資産を譲渡し、一定期間内に別の事業用資産を取得した場合に譲渡益への課税を繰り延べることができる制度である。廃業後放置されている工場を他社が取得し建て替えて利用するような事例を促進するなど、新陳代謝と多様性に満ちたすそ野の広い経済成長を実現するため、本税制の期限を延長すべきである。

また、流動化を通じて有効利用を促すため、土地の所有権移転登記等に係る登録免許税が軽減されている。継続した支援により土地の流動性を確保するために「土地の所有権移転登記等に係る特例措置（登録免許税）」の期限を延長すべきである。

③ 不足する産業用地の整備および流通を促す税制創設

産業用地の取得に関する会員企業へのアンケート調査の結果、7%の企業が、自社の設備投資にあたり「国内で産業用地の取得を検討したが取得しなかった（できなかった）」と回答している（図4-7）。また、円安や地政学リスクの高まりを背景に、生産拠点の国内回帰を進める企業もある。

【図4-7 産業用地取得状況：回答企業数143社】



さらに、会員企業へのアンケート調査では、産業用地取得を検討したが取得しなかった（できなかった）理由として、最も多い回答に「利便性や広さ、地盤強度等土地に係る条件のそろった産業用地が見つからなかったから」が挙げられた。

こうしたことから、企業は「各社のニーズに応じたオーダーメイドでの産業用地の整備を求めている」ことが分かる。産業用地は、従来、整備する側である行政の視点による開発が多かったが、産業用地に対する企業のニーズを踏まえ、迅速かつ顧客のニーズにきめ細かく対応できる民間企業の更なる活用も進めるべきである。このため、下表のとおり、産業用地の流通および整備の活性化を促す税制の創設を要望する。加えて、地域経済の新陳代謝を促す観点から税制の拡充を要望する。

	要望事項
産業用地の整備・ 流通の活性化	・ <u>産業用地の種地となる土地の売却および用地整備を促す土地所有者および開発事業者への税制優遇措置の創設</u>
地域経済の 新陳代謝を促す	・ <u>既存産業用地の再開発・再利用した場合に活用できる資産課税の軽減措置</u> ・ <u>臨海地域における海洋埋め立てにより土地を取得した場合の不動産取得税および固定資産税の一定期間免除</u>

④ リニア開業に向けた都市開発の促進

当地最大のターミナル駅である名古屋駅周辺は2030年代中頃に予定しているリニア中央新幹線の開通を見据え大規模な再開発事業が盛んである。駅舎や近隣の複合ビルのリニューアル工事のほか、近隣道路の歩行者空間の拡充

や高速道路へのアクセス向上に関するインフラ工事も実施されており、地域経済に相当のインパクトを与えている。

リニア開業を契機とした当地の再開発事業をさらに活性化する観点から、都市再生緊急整備地域等における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置（2023年度 適用件数7件、適用額27億円）の拡充および期限を延長すべきである。

また、本税制の適用事例は、国家戦略特区における都市再生分野の規制改革を併用できる場合がある。但し、手続きにおける重複事項があり、事業者にとって、手続きのコストに対するメリットが少ない現状である。一方で、東京都や福岡市のように、両制度を一貫して適用できる体制が整えられている地域もある。以上から、手続きの簡素化や行政による支援体制構築により、申請手続きにおける事業者負担を軽減すべきである。

都市・地域開発にあたっては、都市・地域の抱える社会課題の解決や付加価値創出につながるよう、各プロジェクトが個々の考えで個別に進めていくのではなく、例えば、未来の都市の姿の一つであるスマートシティのような街づくりのコンセプトの下で、各プロジェクトが総合的に開発されていくなど、制度面、税制面、予算措置など多方面からの支援が求められる。

（３）中部圏発の産業・技術で地域を、日本を元気に

① 地域の強みを生かした中部圏スタートアップ・エコシステムの発展に資する税制優遇を措置すべき

本年度から第2期事業が始まったスタートアップ・エコシステム拠点都市について、これまでの愛知県、名古屋市、浜松市等に加え、静岡県、岐阜県、三重県が対象に加わった。また、2024年には国内最大級のオープンイノベーション拠点であるSTATION Aiが開業するなど、中部圏において、ハード、ソフトの両面から産官学金が連携してスタートアップ・エコシステムの発展を支える環境が整備されつつある。

今がまさに、中部圏の強みであるものづくり産業とスタートアップの融合により新たな価値を創造するとともに、次代のスタートアップを創出・成長させるモデルの構築に取り掛かる絶好の機会である。こうしたことから、以下の税制優遇措置を要望する。

- **ものづくり関連のスタートアップの支援強化につながる税制優遇を措置すべき**
スタートアップへのVC等による投資期間は、概ね10年間である。また、一般的なスタートアップの収益は、事業開始後数年間は赤字で推移し7年目以降に黒字化する傾向にある。

中部圏のスタートアップの特徴は、自動車を中心とした製造業に関連した素材研究・サービス開発に携わる企業が多い点である。こうした企業において今後の事業の中心になると見られる次世代電池、高性能軽量材料などの製品や自動運転技術などのディープテック領域の研究開発は、従来の事業より収益化に時間を要すると言われている。

スタートアップの安定的な経営を支える既存税制については、適用要件に「法人設立時期の要件」²¹が定められている。

従来のスタートアップの収益化までの期間はもちろん、ものづくり関連のスタートアップについては収益化までの期間の長期化が見込まれる点から、既存税制の「法人設立時期の要件」を緩和し、より長期的な目線で支援すべきである。

● 中部圏の企業による当地域のスタートアップへの出資を促す税制優遇を措置すべき

中部圏は東京と比べ、スタートアップへの資金の出し手が少ないと言われている。しかしながら、中部圏に数多く存在する製造業を中心とした収益性・成長性の高い企業やそれらを支える安定した金融機関は、スタートアップへの資金提供者としてのポテンシャルを有している。中部圏の企業や金融機関が中部圏のスタートアップへの出資を目的としたCVC、VCを設立したり、それらに出資したりしやすい環境を整備することで、地域のスタートアップに資金が供給され、事業の成長を通じて地域にヒト・モノ・カネを還元するという循環が生まれる可能性が高まる。

こうした経済の好循環を生むためには、例えば、スタートアップ・エコシステム拠点都市を新たな経済特区に指定し、域内のスタートアップやそれらへの出資者に対する大胆な租税特別措置を行うことで、中部圏のスタートアップ・エコシステムの成長・発展につながるのではないか。

● 国外から資金・人材を呼び込むための税制優遇措置を検討すべき

国内のスタートアップ、CVCおよびVCは東京に集中しており、各地方は、これらの企業の東京からの呼び込みに苦労している。しかしながら、グローバルの視点で捉えると、東京から地方への移転は日本という一地域の中での資金や人材の付け替えに過ぎず、我が国全体の経済成長に寄与するとは言い難い。スタートアップの成長を通じて我が国の経済をこれまで以上に成長・発展させていくには、スタートアップ、CVCおよびVCの国内での移転ではなく、国外からの呼び込みにより一層注力すべきである。

現状では、海外投資家が日本のVCにLP出資する場合、非課税特例²²が

²¹ 「設立15年未満（設立10年以上の場合は営業損失を生じているもの）」（研究開発税制のオープンイノベーション型[スタートアップとの共同研究等]）、「設立5年未満」（国家戦略特区における所得控除）など、税制の適用要件に法人設立時からの期間が定められている。

²² PE課税特例。

あるものの、一定の要件を満たさない場合には、適用を受けることができず、配当金受け取り時や株式売却時に、国際的に高い税率と言われる我が国の法人税が課税させる。

ところで、LP投資のうち海外投資家による投資割合が大きいシンガポールでは、法人税が国際水準より低い（17%）ほか、一定のキャピタルゲインに対する課税が非課税²³になるなど、海外の投資家から資金を呼ぶ込む魅力的な税制優遇が措置されている。その結果、同国のVCへの出資における海外投資家の比率は9割を超えている。

また、海外のスタートアップを呼び込むためには、事業活動のインセンティブとなる税制優遇の措置が必要である。

以上のことから、東京以外の地域を対象に、国外から投資家やスタートアップを呼び込むための大胆な税制優遇の措置を下表のとおり要望する。

	要望事項
海外投資家に国内のスタートアップへの投資を促す	<u>海外投資家に法人税率の大幅な引き下げやキャピタルゲインに対する課税の減免など大胆な税制優遇措置が必要</u>
海外のスタートアップを呼び込む	<u>国家戦略特区における「所得控除制度」のような、事業活動のインセンティブとなる税制優遇を措置すべき</u> 上記に加え、外国人起業活動促進事業 ²⁴ （いわゆる「スタートアップビザ」）の一層の活用も有効

● スタートアップの製品・サービスを導入する企業への税制優遇措置を通じてスタートアップの成長を促すべき

中部圏のスタートアップ・エコシステムの活性化には、需要開拓を通じたスタートアップと中部圏の企業との連携も重要である。スタートアップが開発した製品やサービスを企業が導入する場合、イニシャルコストや製品への信頼性がネックとなり導入が進まないケースが多い。また、既述のとおり、スタートアップは設立以降、赤字が一定期間続く傾向にあることから、税制優遇措置による直接的な支援の効果は限られる。間接的ではあるが、需要家としての既存企業の需要を喚起することでスタートアップへの支援としての効果が見込めるのではないかと。以上から、スタートアップと中部圏の企業

²³ 投資先企業の普通株式の20%以上を、株式売却日の24カ月以上前から継続して保有していることなどが条件。

²⁴ 創業を志す外国人が「経営・管理」ビザの認定を受けるにあたって必要な事務所開設や資本金の要件について、経産省が認定した場合に最大2年間猶予する制度。「国家戦略特区 福岡市グローバル創業・雇用創出特区」において効果が実証され、2025年1月から全国展開された。

の接点を創出するため、スタートアップの製品やサービスを導入した企業を対象に、当該投資に対する税額控除や特別償却といった税制優遇を措置すべきである。

② 国家戦略特区、国際戦略総合特区における税制優遇措置の拡充・期限延長

規制改革のニーズ実現のため措置された国家戦略特区および国際戦略総合特区について、中部圏では下表の地域が指定されている。

特区制度	地域
国家戦略特区	愛知県、「デジタル田園健康特区」（長野県茅野市）
国際戦略総合特区	「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」（長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県他）

● 「所得控除」の設立要件緩和

国家戦略特区では、いくつかの課税特例が措置されている。そのうち、所得控除制度（2023 年度 適用件数 1 件、適用額 2 百万円）は、特区内で重要な役割を果たす「医療」、「一定の I o T 等」の分野で、新たな価値、または経済社会の変化をもたらす革新的な事業を営む法人のうち、設立 5 年未満の法人について、所得の 20% を課税所得から控除できる制度である。

スタートアップの一般的な事業推移を踏まえると、設立 7 年目以降に所得が上昇することが多く、「法人設立 5 年未満」という現行の要件では、所得控除の恩恵を十分に得られない。スタートアップの資金効率向上に向け、所得控除を有効に機能させるために、法人設立要件を拡充すべきである。

● エンジェル税制について、国家戦略特区制度と経済産業省所管制度の重複を解消すべき

エンジェル税制は、個人が基準を満たしたベンチャー企業へ投資した場合に一定の税制優遇を受けられる制度である。本税制は、国家戦略特区制度と経済産業省所管の制度がそれぞれ存在しており、一部の要件は重複する。国家戦略特区におけるエンジェル税制固有の要件である、概ね従業員が 20 名以下の小規模事業者に対して出資する場合に特化するなど、利用者の利便性向上のため、重複箇所について改廃・棲み分けを行うべきである。

● 事業分野の要件を拡充すべき

国家戦略特区における課税の特例措置では、下表のとおり税制別に対象となる事業分野が限定されている。

税制	対象となる事業分野
設備投資促進税制	医療、国際
所得控除	医療、一定の I o T
エンジェル税制	中小企業者：医療、バイオ、農業／小規模事業者：特に限定なし

中部圏は製造業の集積地であるため、ものづくり関連のスタートアップにとって魅力的な地域である。当地の強みを生かすために、対象となる事業分野を拡充すべきである。

● 国際戦略総合特区における税制支援の拡充

2024 年 4 月、経産省から公表された「航空機産業戦略」において、MR J / MS J の開発中止により新型機の国際共同開発への参画が不透明な状況にある我が国の航空機産業が、更なる成長を遂げるための産業構造の変革とそれを可能とする成長基盤を官民連携で維持・強化していく旨が示された²⁵。

航空機産業の集積地である中部圏は、この戦略に基づく施策に非常に期待を寄せている。航空機産業戦略の実現に向けて、企業が積極的に設備投資を行い、生産活動に取り組むことができるよう、国際戦略総合特区のメリットを最大限活用した規制緩和や税制支援を要望する。税制支援については、以下の拡充を要望する。

- ・ 設備等投資促進税制（設備等の取得に対する特別償却または税額控除）の拡充²⁶
 - － 本税制の対象が、航空宇宙分野では航空機に関する事業の 2,000 万円以上の機械・装置等に限られていることから、事業者の開発・生産活動をより効率的に支援できるよう、宇宙関連事業を対象に加えるとともに、対象設備の要件緩和を行うことにより、税制措置の対象を拡大すること
- ・ 研究開発税制の拡充
- ・ 固定資産税の減免
 - － 償却資産に対する固定資産税の廃止
 - － 廃止が実現しない場合には、投資回収期間が長い航空機産業の特性にあわせて、償却資産に対する固定資産税の一定期間の減免
- ・ 法人税の所得控除制度
 - － 2016 年 3 月末に廃止された特区内の事業による所得に対する控除制度の復活
 - － 「専ら特区内で」となっていた限定要件の撤廃
 - － 設備等投資促進税制との併用の容認
- ・ 航空機製造に係る輸入品関税の免税化
- ・ 飛行試験等における航空機燃料税の減免
- ・ 教育訓練に対する税制の支援
 - － 中小企業等の教育訓練費用の税額控除の創設

²⁵ 経済産業省 産業構造審議会 製造産業分科会 航空機産業小委員会において、継続して議論がなされている。

²⁶ アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会（会長：大村愛知県知事）の要望事項（2019 年 7 月 24 日）から抜粋・引用した。

● **次世代技術の早期の実用化を促すために特区制度を活用すべき**

自動運転、空モビリティ、ドローンの技術開発において先行する米中との競争に打ち勝つためには、実社会における様々な条件下での実証実験が必要である。このため、様々な規制により制限がかけられている国内での実証実験を円滑に行うことができるよう、自動車産業の中心地である中部圏を自動運転、空モビリティ、ドローン等の実証実験に関する特区に指定することを求める。こうした取り組みにより、中部圏を起点とした我が国の次世代モビリティ産業の成長・発展が期待できる。

(4) 地域経済を支える中小企業の成長支援

我が国の雇用の7割を占める中小企業は、地域コミュニティ、経済、文化および課題解決の担い手として、地域経済の基盤を維持し、地域のニーズに細やかに対応する役割が期待されていることから、中小企業の成長および経営基盤強化について、税制面からの継続的な支援を要望する。

① **中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の期限延長**

中小企業が抱える、後継者不足による事業継続・技術伝承、生産性の向上、企業規模拡大など経営上の課題解決に向けて、M&Aによる経営資源や事業の再編・統合を支援する、「中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置」の期限を延長すべきである。

② **中小企業者等の少額償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の拡充・期限延長（2023年度 適用総額3,728億円）**

燃料費・人件費等の高騰に伴うコスト高に苦しむ中小企業の負担軽減のため、「中小企業者等の少額償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の期限延長を要望する。加えて、近年の物価高に伴う償却資産の価格高騰を踏まえ、本税制において合計300万円までを限度に即時償却（全額損金算入）することが認められる償却資産の対象金額について、30万円からの引き上げを要望する。

(5) 地域インフラ基盤の強化・まちの再開発

地域経済の活性化にはその地域の人々の安心・安全な暮らしが欠かせない。安心・安全な住宅の確保や地域インフラの強化に向けて、以下のとおり税制面での支援を要望する。

① 住宅の整備

● 優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例（2023 年度適用件数：43 件、適用金額：4 億円）の延長

公的土地取得を円滑に進め優良な住宅地の供給につなげるために、土地等の譲渡に対する個人の長期譲渡所得課税負担を軽減する「優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例」の期限を延長すべきである。

● 住宅関連税制の期限の延長

物価高などにより住宅取得環境が厳しさを増していること等を踏まえ、住宅の建設やリフォーム、さらにはライフステージに応じた住宅の住み替え等を促す以下の税制について期限の延長を要望する。

- ・ 住宅ローン減税等に係る所要の措置（所得税・個人住民税）
- ・ 認定長期優良住宅に対する税の特例（所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税）（2023 年度 適用総額：732 億円²⁷）
- ・ 既存住宅の子育て対応リフォームに係る所得税の特例措置（所得税）
- ・ 新築住宅に係る税額の減額措置（固定資産税）（2023 年度 適用総額：1,003 億円）
- ・ 居住用財産の買換え等に係る特例措置（所得税・個人住民税）
- ・ 既存住宅のリフォームに係る特例措置（所得税）
- ・ 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置（固定資産税）
- ・ 住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置等（贈与税・相続税）
- ・ 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除（所得税）
- ・ 居住用財産の買換え等に係る特例措置（所得税・個人住民税）

²⁷ 適用総額は、不動産取得税と固定資産税の合計

② 老朽化が進むインフラ整備 ～ 上下水道事業を中心に

上下水道事業は、年間約 2 万件に及ぶ水道管路の漏水、破損事故が発生する等の施設の老朽化に加えて、自然災害に対する脆弱性、人口減少による料金収入や事業職員数の減少等、様々な問題が顕在化している。

本会では、こうした現状に対し、2025 年 3 月に、緊急提言『強靱かつ持続可能』な上下水道事業に向けて ～ 能登半島地震と八潮市道路陥没事故を受けて ～ 」を公表するとともに、関係省庁等への要望活動に取り組んでいる。上下水道の安定的な事業継続には、広域連携や官民連携等による事業効率化に加え、事業費負担のあり方について見直しが必要である。

● 事業効率化に向けて

広域連携や官民連携等による事業効率化が促進されるよう、省人化、コスト削減に向けたメンテナンス等の新技術を開発する企業に対し、税制優遇措置を通じた支援の強化を要望する。

● 事業費負担について

上下水道事業の安定的な財源確保に向けて、まずは、利用者負担の引き上げ、国による財政支援の拡充が必要である。将来的には、地域間の公平性、市町村等の自主性、事業の持続可能性の確保等の観点から様々な意見を聞きながら検討する必要があるが、上下水道目的税の導入も選択肢の一つである。

● 下水道施設を保護するための措置を取る企業への税制面からの支援

下水道の保護を目的に、下水道施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水を排除する除害施設の設置を支援するため、除害施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の期限延長を要望する。

4 多様な人材の活躍

(1) 税制を通じて人材の活躍を促す

女性の社会進出に伴い共稼ぎ世帯の割合が夫（または妻）のみが働く世帯を上回るようになって久しい。人手不足の慢性化に伴い女性の就労に対する期待が高まるなか、企業にとって女性の働き控えは大きな課題である。しかしながら、原因といわれる「103万円の壁」に関し、税制面での課題は、既述のとおり、配偶者特別控除により解消されている。

従って、女性の働き控えの原因としては、社会保険制度や企業の扶養手当支給の基準といった様々な制度的な壁、さらには長年慣れ親しんだ「103万の壁」に対する記憶などが絡み合っていると捉えることもでき、これらの制度の見直しや現行税制に対する理解促進が必要である。

より多くの女性が就労調整することなく、自らの意思に基づき活躍できるようにするには、社会全体で、子育てをしながら安心して働ける環境を整備していかなければならない。保育施設の充実、柔軟な勤務制度の導入、男性の育児休暇取得率の向上などインフラや人事制度の整備はもちろんのこと、税制面においても、女性の働き方に対するニーズや変化を踏まえつつ、女性の働き方に対していかに中立的な制度を構築していくかが課題である。

(2) 人手不足解消に向けて

① 労働生産性・お客さまサービス向上に向けた投資を促すための支援

- **総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき新增設した倉庫等に係る課税標準の特例措置の期限延長**

物流業界は、ECの発達に伴う取扱件数の増大、職場環境の厳しさ、労働規制等により慢性的な人手不足に陥っている。

解決策の一つとして、物流業務の自動化、機械化およびデジタル化により、省人化・省力化を進めることが挙げられる。

本年度末に期限を迎える、総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき新增設した倉庫等に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）（2023年度 適用総額：916億円）について、その延長を求める。

● 既存倉庫のDX、自動化に資する税制優遇を措置すべき

現在、既述の大規模な物流施設の新増設に係る支援に加え、倉庫管理システムの構築、自動化機器等の導入に対する実証事業として予算措置がなされているが、基本的には複数企業によるコンソーシアムの形成が求められるなど制限が多く個別企業単体での利用は難しい。

物流DXにあたり多くの企業は、従来から用いてきた倉庫のリノベーションにより、個別企業単体でできるところから取り掛かることを検討している。

こうした状況を踏まえ、物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入、プラットフォームの構築といった設備投資を行う企業が単独でも申請可能な税制優遇を措置すべきである。

また、物流業界のDXにあたっては、倉庫だけでなく、実証段階にある自動運転トラック輸送、ドローン物流の早期実用化、マルチモーダル物流の形成について各社の取り組みが進むよう、税制面のみならず、制度面、予算措置を含めた支援を要望する。

加えて、既存税制の申請等にあたり次のとおり要望する。

既存の税制や予算措置の申請に関する提出書類等の要件については、制度目的からすると厳しすぎるものもある。不正利用の防止等を目的に要件を厳格化しているのであれば、過去の利用実績や優良企業認定等を通じて制度を適正に利用する企業に対する要件緩和等を導入すべきである。

● お客さまサービスの価値と税制支援

物価上昇が続くなか、賃上げの重要性は広く認識されているものの、業種や企業によって対応に差がある。その理由の一つに、「生産性が上がらなければ賃上げは難しい」ことが挙げられ、そのことはしばしば、非製造業の賃金の低さ、賃上げの難しさの理由に用いられる。

サービスセクターは財を生産する製造業とは異なり、作り置きができず需要の発生時にしかサービスを提供できない「同時性の問題」を有するため、生産性に基づく評価には馴染まず、どこの国でも生産性は低くなりがちである。我が国の非製造業が提供するサービスは、お客さまニーズにきめ細かく対応するいわゆる「おもてなし」の姿勢が表れており、足元の超円安以前から、高い品質かつ割安であると外国旅行者などから称賛を受けている。

こうした評価から我が国の非製造業の生産性の低さの理由の一つは、サービスという付加価値に対する価格付けの問題と捉えることができる。このため、物価上昇に伴い価格転嫁が容易になっている足元の状況においては、サ

ービスという付加価値への価格付けを通じた適正化が期待できる。

ところで、租税特別措置においては、適用要件に生産性や効率化の指標を用いるケースが多くみられるが、既述のとおり非製造業の付加価値は、生産性で正確に測ることができるとは限らない。

非製造業が安定的に質の高いサービスを提供し続けるためには、製造業と同様に設備や賃上げを含む人への投資、新たなサービス提供に向けた実地検証等が必要である。税制面での支援にあたっては、非製造業が税制優遇措置を利用しやすくするために、従来の生産性や効率化とは異なる指標に基づく評価を検討する必要もある。

② 少子化・人口減少の抜本的な解決に向けて

2015 年に 100 万人であった我が国の出生数はその後速いペースで減少が進み、2024 年には 70 万人を下回った。未だ出生数の減少に歯止めの目途は立っておらず、今後さらに減少するとの悲観的な見方も出ている。少子化の主な原因は、従来、夫婦 1 組あたりの子供数の減少とされてきたが、最近の調査・研究では、婚姻数の減少も主因であると言われている。

婚姻数減少の原因として、出会いの機会の減少や結婚に対する意欲の低下が挙げられるが、意欲の低下に関しては、収入面での不安があると言われている。

確かに、結婚適齢期世代は、非正規雇用者の増加、物価高、社会保険料の負担増などにより、過去の同世代に比べ相対的に可処分所得が低下している。こうした所得の低下が結婚を躊躇させていると捉えることもできる。

若年層の可処分所得を増やすためには、賃上げや正規雇用対策のほか、税制面での対策として「共働き世帯であっても、結婚後の一定期間は、夫婦が互いに配偶者に対して配偶者控除をできるようにする」など、所得控除の仕組みを活用した特例措置も検討の余地がある。

また、大学（短大含む）以上の高等教育を受けた者の半数が奨学金を受給し、社会に出てから返済に苦労している点も看過できない。

日本学生支援機構の奨学金に対し企業からの直接返済が可能となったことや、その返済額を「賃上げ促進税制」の対象となる給与等支給額に充当させ一定の要件を満たせば同税制の優遇措置を適用できるなどの措置により、企業による支援の輪は広がりを見せており、こうした支援策は大変評価できる。しかしながら、全ての企業が同様の支援を行うことはできないため、学生本人が返済する場合の支援策として「奨学金の返済期間のうち、結婚適齢期や子育て期間中の所得税減免」「住宅ローン控除のように、奨学金の借入残高に一定の割合を乗じた額を一定期間所得控除する税制措置」等の税制優遇措置についても検討すべきである。

(3) 人材育成

① 賃上げ促進税制、教育訓練費の上乗せ要件の適正化・利用促進に向けた見直しにより、企業による人材育成・リスクリングを持続的に支援すべき

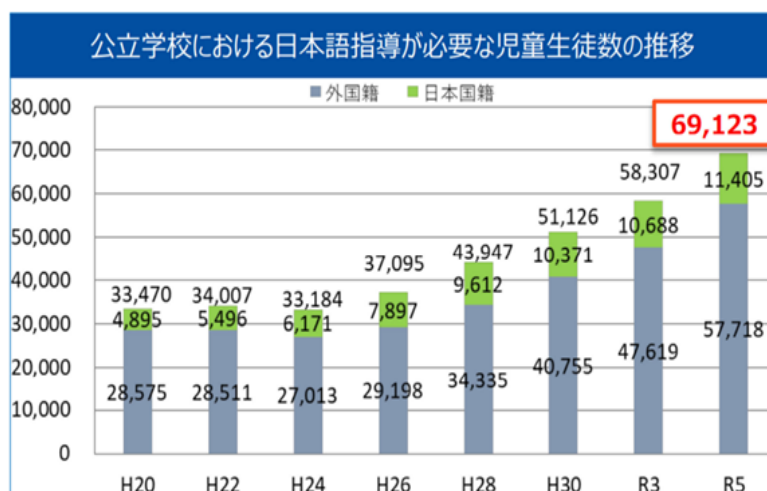
少子高齢化に伴い減少する労働力不足を補うとともに、技術革新等の目まぐるしい変化への対応には、自社の従業員を時々環境に適した人材とするための教育が必要である。

従業員教育に対する税制面での支援としては、賃上げ促進税制の上乗せ要件の一つとして教育訓練費が措置されている。この措置について会員企業から「賃上げと教育訓練は別物であり、教育訓練の支援要件に賃上げ要件を加えることは適当ではない」との声が多く聞かれる。労働力不足、技術革新およびサービスの多様化が一層進むなか、企業は自社の業績に関わらず教育訓練を行う必要がある。賃上げと教育訓練への支援を切り離し、教育訓練については、例えば2005年度税制改正において企業が従業員の教育訓練費として支出した金額に基づき税額控除を認める「人材投資促進税制」のような税制優遇措置を要望する。

② 外国ルーツの児童・生徒に対する日本語教育支援

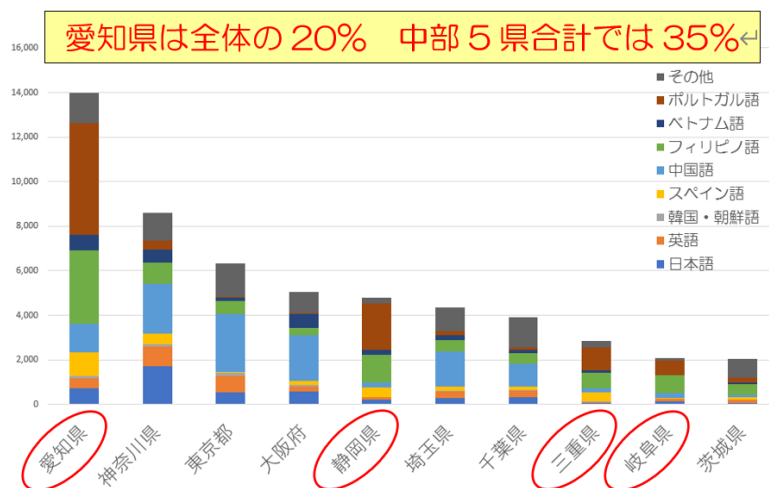
日本語指導が必要な外国ルーツの児童・生徒数は年々増加しており、2023年度には7万人に迫る勢いである（図5－1）。

【図5－1 日本語指導が必要な児童生徒数（文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（2023年度）」より）】



また、都道府県別の人数では、愛知県が最も多く、静岡県、三重県など、ものづくりが盛んな中部圏の人数は他の地域を上回る（図５－２）²⁸。

【図５－２ 日本語指導が必要な児童生徒数の多い都道府県 上位 10 都府県（母国言語別 公立学校在籍数）】



学校では、当該児童・生徒に対し特別の配慮に加え、「特別の教育課程」による日本語指導や教科の補習等による支援を実施しているが、日本語指導が必要な中学生の高校進学率の低さや高校生の中退率や就職における非正規率の高さが目立つ²⁹ことから、学校教育における日本語教育支援だけでは、必ずしも十分とは言えない状況がうかがえる。

現在、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に係る予算については大幅に不足しており、実務を担う地方自治体は対応に苦慮している。こうした状況から、本会では、2022 年度より、外国ルーツの児童・生徒向け日本語・学習教室の支援として、企業のボランティア人材と教室とのマッチングや会場の手配に苦慮する団体に企業施設の斡旋を実施している³⁰。

²⁸ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（2023 年度）」をもとに本会で作成。

²⁹ 「外国人児童生徒等教育の現状と課題」（2025 年 4 月、文部科学省総合教育政策局国際教育課）によると、日本語指導が必要な生徒の進路状況は以下のとおり。
 高校への進学率 日本語指導が必要な中学生：全中学生 90.3%：99%
 高校の中退率 日本語指導が必要な高校生：全高校生 8.5%：1.1%
 就職者における非正規率 日本語指導が必要な高校生：全高校生 38.6%：3.1%

³⁰ 2024 年度には、企業のボランティア人材と教室とのマッチングイベントを開催し、一部企業において、ボランティア活動に対する交通費の支給やボランティア活動時間を勤務時間扱いにするなど、社員のボランティア活動に対する理解が進んだ。

日本語・学習教室に対する支援のすそ野を広げ、活動を充実させていくためには、より多くの企業の協力が必要である。

ところで、自社で前例のない支援に踏み出す際のハードルが高い企業は意外と多く、メリットを示すなど一步踏み出すための仕掛けがあると、支援に繋がりがやすい。例えば、企業が負担する従業員の人件費（就業時間中でのボランティア）や交通費相当額を寄付金の損金に算入できるなどの扱いについて、検討を求める。

③ 高度外国人材の確保に向けて

国内市場の縮小や生産年齢人口の減少を踏まえ、海外展開や販路拡大、訪日観光客の増加に伴うインバウンド需要対応等、国際的に活躍できる高度外国人材への関心が高まっている。高度外国人材研究会報告書³¹によると、高度外国人材の受入は年々増加しているものの、世界各国に比べると低い水準にある。

● 高度外国人材を誘致・維持する魅力度向上

高度外国人材を含む多様な人材が活躍できる社内体制の整備が必要であり、まずは人事・報酬制度の基盤整備が必要である。また、より魅力的な処遇の提供も必要であり、それに合わせて、税制面においても給与所得や株式報酬に係る税制優遇措置、国外転出時課税のあり方等について見直しが必要である。

● 生活環境の整備

生活環境の整備については、高度外国人材本人の生活に加え、帯同する家族の暮らしや子弟の教育面の充実も欠かせない。

現在、国家戦略特区において、「主に英語により授業を行い、かつ、外国籍を有する生徒が過半である学校」の用に供される施設の整備に関する事業に対して建物などを対象に特別償却や税額控除が措置されているが、利用は東京に限られる。製造業をはじめ高度外国人材を呼び込みたい企業の拠点やその家族が暮らす地域は、必ずしも特区に指定された地域とは限らない。本税制の適用範囲を全国に拡大させ、高度外国人材の生活環境の整備に努めるべきである。

³¹ 2024年7月26日 経済産業省より上程

5. 環境変化への税制対応

(1) 納税環境とDX

DX技術を用いた納税環境の改善については、国税においては、2004年に名古屋国税局管内でe-Tax運用開始以降、2008年ダイレクト納付導入、2019年マイナンバーカード方式導入など進歩してきた。また、地方税においては、2010年に全ての地方自治体がeLTAXに接続されて以降、2019年地方税共通納税システム運用開始、2023年eL-QR（地方統一QRコード）運用開始などが実施されてきた。

今後は、DX技術が企業の日常業務に組み込まれることで、受発注等取引に関するデータをもとにしたデータ連携が可能となると言われており、仕訳、記帳、税務申告等のシームレスな実施により、事務負担の軽減につながることが期待されている。これは、リアルタイムで課税関係を確定することでもあるため、納税の透明性や信頼性の向上にも寄与する。

これまで進められてきた納税環境の整備とDX技術の発展により、今後もたらされることが期待できる業務効率化の可能性を踏まえ、以下のとおり要望する。

① 国税・地方税ともに申告・納付の電子化が順調に浸透(対象税目拡大、利用率向上)

e-TaxおよびeLTAXの整備・普及に伴い、国税、地方税ともに、対象税目の拡大、利用率向上など電子化が順調に浸透している。

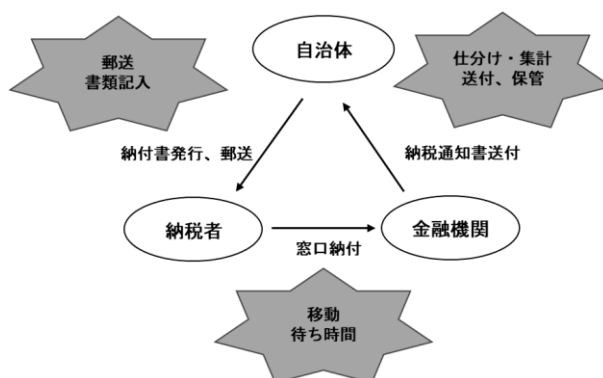
2025年度税制改正において、地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割および軽自動車税種別割の納税通知書等の副本を電子送付することができる措置がとられた（法人は2027年4月以降に送達するもの、個人は2028年4月以降に送達するものからそれぞれ適用予定）。通知・申告・納付の電子化をシームレスに実施することで、納税者の利便性向上が図られる。会員企業から「企業は国税と地方税をセットで納付している。地方税が遅れていることで生産性が低下している」との声も挙がっており、納税通知書の電子化に向けた取り組みを、これまで以上に加速させ、早期に実現することを要望する。

② 金融機関・地方自治体間の収納業務の効率化に向け、地方自治体の一層のDXを図るべき

既述のとおり、国税、地方税ともに申告・納付の電子化は拡大しているが、依然として納付書（紙媒体）を用いた金融機関での窓口納付も多く利用され

ている³²。窓口納付には、図6－1のとおり多くのコストが生じる。

【図6－1 窓口納付によるコスト（「地方公金のデジタル化に向けた提言」を参考に本会にて作成）】



窓口納付については、地方自治体や税目によって納付書の書式が異なっていることから、金融機関において多くの場合、納付先地方自治体または税目ごとの仕分け・集計作業を手作業で行っており、金融機関の人的負担は重い。また、金融機関から地方自治体への納付済情報の引き渡しについては、電子化が拡大しているものの、紙媒体（納税通知書）とデータを併用している地方自治体も多く、約99%の地方自治体で紙媒体による引き渡しを行っている³³ため、金融機関、地方自治体双方の人的負担は依然重いままである。

以上のことから、窓口納付に係る業務の効率化を図り、社会コストを削減するために、eL－QRの対象税目を拡大するほか、地方自治体・金融機関の納税済情報のデータ送受信の仕組みを拡大するなど、より一層DXを進めるべきである。

③ 業務の電子化・効率化を踏まえ、印紙税を廃止すべき

印紙税（2023年度収入額1,012億円）は経済取引における契約書や領収書等に対して課せられる文書課税である。近年は電子商取引が一般化しているが、紙ベースの商取引にのみ課税されており、課税の公平性を失い、合理性に欠けている。

会員企業からも、「印紙税の調査に対する負担が大きいほか、課税文書の判断も難しくなっている」との声も聞かれた。

³² 「国税・地方税のキャッシュレス納付共同レポート」（2024年、国税庁など）によると、2024年度の国税納付件数（4,851万件）のうち、金融機関窓口納付は57.1%、キャッシュレス納付は35.9%

³³ 「地方公金のデジタル化に向けた提言」（2023年、一般社団法人 全国銀行協会）によると、「紙のみでの受け渡し」は70.0%、「紙とデータが混在」は28.7%

印紙税は合理性を失っているだけでなく、商取引の振興や事務負担軽減ひいては働き方改革の観点からも廃止すべきである。

④ 公平公正な納税の実現

所得課税に関しては、「クロヨン（9：6：4）問題」と呼ばれる、納税者の就業形態の違いによって課税所得の捕捉率に差が生じ、水平的公平性が損なわれているとの主張³⁴がある。この主張の主な根拠としては、所得金額の算出方法が所得の発生形態で異なる点や納税形態の違いによる税負担の多寡、有利・不利、納税者の手間の有無から生じる不公平感によるところが大きい。

こうした不公平感の払しょくには、一例として、課税制度の見直しがあるが、それに加えて、所得の正確な把握や申告ミスまたは意図的な過少申告による徴収漏れを低減できる仕組みづくりも必要である。現在、マイナンバー制度のもとで進められている税や社会保障に関する効率的な情報管理は、AIやビッグデータを活用したDX技術との融合³⁵により、これまで以上に正確な情報を、一層効率的に把握・管理することが期待できる。こうした流れは、会社員の兼業・副業や年金受給者による給与所得の稼得など、多様な働き方を選択し複数の所得区分で稼得する者の増加が見込まれるなか、納税者の利便性向上からも望まれる。

DX技術を用いた納税環境の改善は、現行の納税制度をベースにDX技術を活用する形で進んでいるが、納税者の利便性やDX技術の更なる活用に鑑みると、納税制度を納税者にとって便利でDX技術を活用しやすい形へと見直していくという視点も必要である。

最後に、非正規労働者の増加などにより所得格差が課題となるなか、正確な所得情報の把握は、公的扶助を必要とする者の把握と支援にもつながることから、DX技術を活用した納税環境の改善は、安心・安全な社会づくりにも貢献することが期待できる。

³⁴ 捕捉率に差が生じているかについては、様々な見方がなされているが、例えば、「所得税における水平的公平性について」（景気判断・政策分析ディスカッション・ペーパー、2003年3月）によると、現行制度に基づき給与所得者と事業所得者の課税最低限、実効税率などを実証のうえ比較した結果、給与所得者のほうが制度上有利となっている。またこの要因として多額に及ぶ給与所得控除の存在を挙げている。加えて、事業所得者において専従者控除を用いた所得分割を行ったとしても、給与所得者の共働き世帯と比較すればその差は無いとしている。

³⁵ 「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」（2023年、国税庁）では、AI・データ分析の活用により、「申告漏れの可能性が高い納税者等の判定」、「滞納者ごとに接触できる可能性の高い接触方法の予測、架電履歴等を分析した応答予測」が可能になると示されている。

(2) 国際課税

国外関連取引の増加や企業グループ内の法人機能の細分化、さらには経済のデジタル化に伴う新たな課題や国際的租税回避等への対応など、国際課税を取り巻く環境は大きく変化している。国際貿易の円滑な実施、過剰な課税や過度な実務負担のないビジネスの実態に即した税務運用となるよう、以下のとおり要望する。

① グローバル・ミニマム課税

2023 年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税の実施に必要な情報を税務当局に提供するための「情報申告制度」が新設された。申告における国別実効税率および国際最低課税額の算定に要する事務負担軽減のため、3年間の時限措置として国別報告事項(C b C R)を用いた簡便な処理を認める移行期間C b C Rセーフ・ハーバーが設けられた。しかしながら、現状、期限後において外国子会社等から取得を要する情報や計算方法の絵姿が見えておらず、システム導入等本格的な対応に苦慮する企業が多い。企業の体制が整うまでの間、移行期間C b C Rセーフ・ハーバーの期限を延長するよう、OECDとの調整を要望する。

② C F C税制の見直し

C F C税制は、外国子会社等を利用した租税回避を防止するため、外国子会社等の活動実体に基づかない所得を日本親会社等の所得に合算して法人税を課税する制度である。本税制については、外国子会社数や外国子会社における売上高および経常利益が増加するなか、合理的な経済活動を行う実体のある外国子会社の所得が日本親会社においてC F C税制の合算課税の対象となるケースが生じていることや、グローバル・ミニマム課税の導入により両制度の適用対象となる企業に膨大なコンプライアンスコストが生じていることから、抜本的な見直しを求める。

● 過剰課税の発生（現地撤退時の取り扱い）

清算中の外国関係会社について、清算前は事業を行い、C F C税制の適用対象外であったが、清算過程における事業用資産の売却や従業員の解雇等により経済実体を失い、清算事業年度においてC F C税制上のペーパーカンパニーと判定され、清算事業年度に生じたあらゆる所得が全部合算の対象となる事象がある。このような清算中の外国関係会社について、清算手続開始前の事業実体を考慮した経済活動基準の判定や精算開始前の事業実態を考慮し精算中はペーパーカンパニーと判定しない措置を講じるべきである。

● グローバル・ミニマム課税との共通化

グローバル・ミニマム課税とCFC税制の両制度に対応することで非常に重い事務負担が生じるため、会員企業からCFC税制の大幅な簡素化を求める声が数多く出されている。グローバル・ミニマム課税（IIR）とCFC税制は、目的を異にする別個の仕組みであると整理されている一方で、親会社等において外国子会社等の所得に対して課税するという点で類似する性質を有することから、可能な限り両制度の共通化を図るべきである。その際には、CFC税制を国際合意されたグローバル・ミニマム課税に合わせいく必要がある。具体的には以下の見直しを要望する。

要望事項
・ <u>グローバル・ミニマム課税で用いられる情報や計算結果をCFC税制でも利活用するようにし、両制度の情報収集や計算について二重で生じている負担を一定程度軽減すべき</u>
・ <u>判定対象となる外国関係会社数を減少させるため、グローバル・ミニマム課税において基準税率が15%と国際的に合意されたこと等を踏まえ、対象外国関係会社および部分対象外国関係会社に係る適用免除税率を20%以上から15%以上に引き下げるべき</u>

③ 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

企業が海外で得た利益の約半分が、現地での再投資に向けられている。

海外で得た利益を我が国経済の成長につなげるためには、国内の親会社等に配当として還流する資金を増やすとともに、その資金を国内投資や賃金に回す必要がある。このためには、外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合を現行の95%から100%へ引き上げるべきである。

④ 国際課税の新たな枠組みの確立に向けて

国際課税の枠組みは、日本を含むOECDの加盟国などおよそ140の国と地域が大枠で合意していたが、グローバル企業に対して15%の最低法人税率を適用するルールから米国企業を除外することでG7各国が合意したとの報道があった。

各国が進めてきた国際課税の新たな枠組みは、「世界全体として適正公平な課税がなされ、発展に支障を与えない、国際的な活動が円滑に行われる基盤」として重要なものである。米国に対しても引き続き理解を求めていく必要がある。